

特248

301



0044351000

0044351-000

特248-301

国体観念透徹具現に関する研究

葉山尋常高等小学校

昭和15

AHF

特248

301

十八日二十六日接續第六一號ノ一二九ノ二許可渡

神奈川縣指定研究第二十八輯

國體觀念透徹具現に關する研究

三浦郡葉山尋常高等小學校

特 248
301



國體觀念
透徹具現に關する研究



目次

第一編 國體觀念の理論研究 一〇六

第一章 國體明徴問題の重要性 一

一、國勢と國體觀念 一

二、聖戰下に於ける國體觀念 二

三、世界思想と國體觀念 三

四、現下の教育と國體觀念 三

第二章 國體觀念の理論的考察 四

一、國體の意義と我が國體 四

二、我が國體觀念 六

1 我が國體觀念の基礎 2 日本民族の國家意識 3 列強の國體觀との比較 六

三、國史に顯現せられたる國體觀念の展開 一〇

第三章 我が郷土の特異性と我が校教育 二〇

一、地域的特異性 二〇

二、文化的特異性 二二

三、我が校教育の目標 二二

第四章 透徹具現の論理 二四

第二編 各教科を通しての國體觀念透徹具現 一七〇

第一章 修身 一七〇

一、修身の特質 一七〇

1 道德觀 2 修身教育の本質觀 3 修身教育の目的觀 4 修身に於ける國體觀念の明徴 一七〇

二、教材 一九

1 教材觀 2 修身書と國體觀念 3 國體教材について 一九

三、兒童環境 二五

1 兒童意識の一般的發達段階 2 國體、國家に對する本校兒童意識 3 本校兒童と生活環境 二五

四、詔勅、禮法 三三

1 詔勅 2 禮法 三三

五、教授 三六

1 教授方針 2 國體教材教授上の注意點 三六

第二章 國史 三八

一、國史教育の根基 三八

1 國史教育の目標 2 國史を一貫する華國の精神の把握體得 3 歴史的使命の自覺と實踐 三八

二、國史教育に於ける教師の信念 四〇

三、國史教材の指導觀點 四二

1 神話に關する教材 2 御代御代の天皇の鴻業に關する教材 3 忠良賢哲の事蹟に關する教材 4 文化に關する教材 5 諸外國との關係教材 四二

四、國體觀念に關し特に留意すべき教材及教授事項 四五

五、國史學習指導の要諦 四七

1 教師の態度 2 教授上の留意點 3 教授の反省 四七

六、小學國史修正の趣旨及取扱上の注意 四八

1 修正の趣旨 2 修正の根本方針 3 修正の實例 四八

第三章 讀方 五四

一、國語教育の使命 五四

1 國語の力 2 國語の特質 五四

二、國語教育の正しい方向 五六

三、國語教材の考察 五七

1 國體觀念の透徹具現に關する國語教材 五七

四、本校兒童の國語的環境 六四

1 揭示による指導 2 兒童の讀物指導 3 家庭遊戲の指導 六四

五、國體觀念の透徹具現に資する教材の取扱ひ 六五

1 天孫(卷五の二十一) 2 皇國の姿(卷十一の十一) 六五

第四章 地理 六八

一、國體觀念養成より見たる地理科の使命 六八

二、國體觀念養成より見たる教授上の注意 六九

三、國體觀念に關する教材 六九

四、他教科に於ける連絡教材 七一

五、葉山の地域的特異性 七三

1 御用邸所在地 2 宮家御別邸所在地 3 貴顯紳士の居住地 4 葉山の氣候 5 葉山の産業 七三

第五章 唱歌 七六

一、唱歌教育の使命 七六

二、國體觀念透徹具現に資する教材 七六

1 主要教材 2 補充教材 3 校歌 七六

三、歌曲好嫌調査の考察 八二

1 一、二年 2 三、四年 3 五、六年 4 高等科 八二

第六章 武道 八五

一、武道と國體觀念 八五

1 武道の本質 2 武道の歴史的考察 3 時局下に於ける武道 八五

二、武道の使命 八六

1 武術 2 武道精神 3 身體の鍊成 八六

三、國體觀念養成を主とする武道の指導 八八

1 指導態度 2 指導觀點 八八

第三編 行を通しての國體觀念透徹具現 八九

第一章 皇室尊崇 八九

一、奉迎奉送 八九

二、御駐蹕御駐興御滯在中に關する事項 八九

三、天機御機嫌奉伺 九〇

四、祝日奉祝のため御用邸參殿 九〇

五、皇太子殿下初の地方行啓記念大國旗 九二

六、東伏見宮妃周子殿下御成記念日 九二

七、國旗揚揚 九二

八、奉安殿奉拜 九三



葉山御用邸



奉安殿仕

九、宮城、御用邸遙拜……………九三
 一〇、皇大神宮遙拜……………九三
 一一、祝日儀式……………九三
 一二、地久節……………九三
 一三、大正天皇祭……………九三
 一四、「教育ニ關スル勅語」御下賜記念日……………九四
 一五、「國民精神作興ニ關スル詔書」御下賜記念日……………九四
 一六、「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」御下賜記念日……………九四
 一七、紀元二千六百年の紀元の佳節に賜りたる詔書……………九五
 一八、御尊影奉安庫……………九五
 一九、奉仕當番……………九五
 二〇、「我等の光榮」(冊子)……………九六

第二章 敬神崇祖

一、皇大神宮遙拜……………九六
 二、大祭日……………九六
 三、新年祭……………九七
 四、靖國神社大祭……………九七
 五、神棚佛壇禮拜……………九八
 六、神社參拜……………九八
 七、神社濟掃……………九八
 八、偉人祭……………九八
 九、彼岸……………九九

第三章 和協一心

一、朝禮……………九九

二、校旗拜戴記念日……………九九
 三、國民の行事……………一〇〇

第四章 勤勞奉仕

一、集團勸行……………一〇〇
 二、恩光碑濟掃奉仕……………一〇一
 三、忠魂碑濟掃奉仕……………一〇一
 四、食糧資源増産作業……………一〇一
 五、出征軍人遺家族勤勞奉仕……………一〇一

第五章 堅忍持久

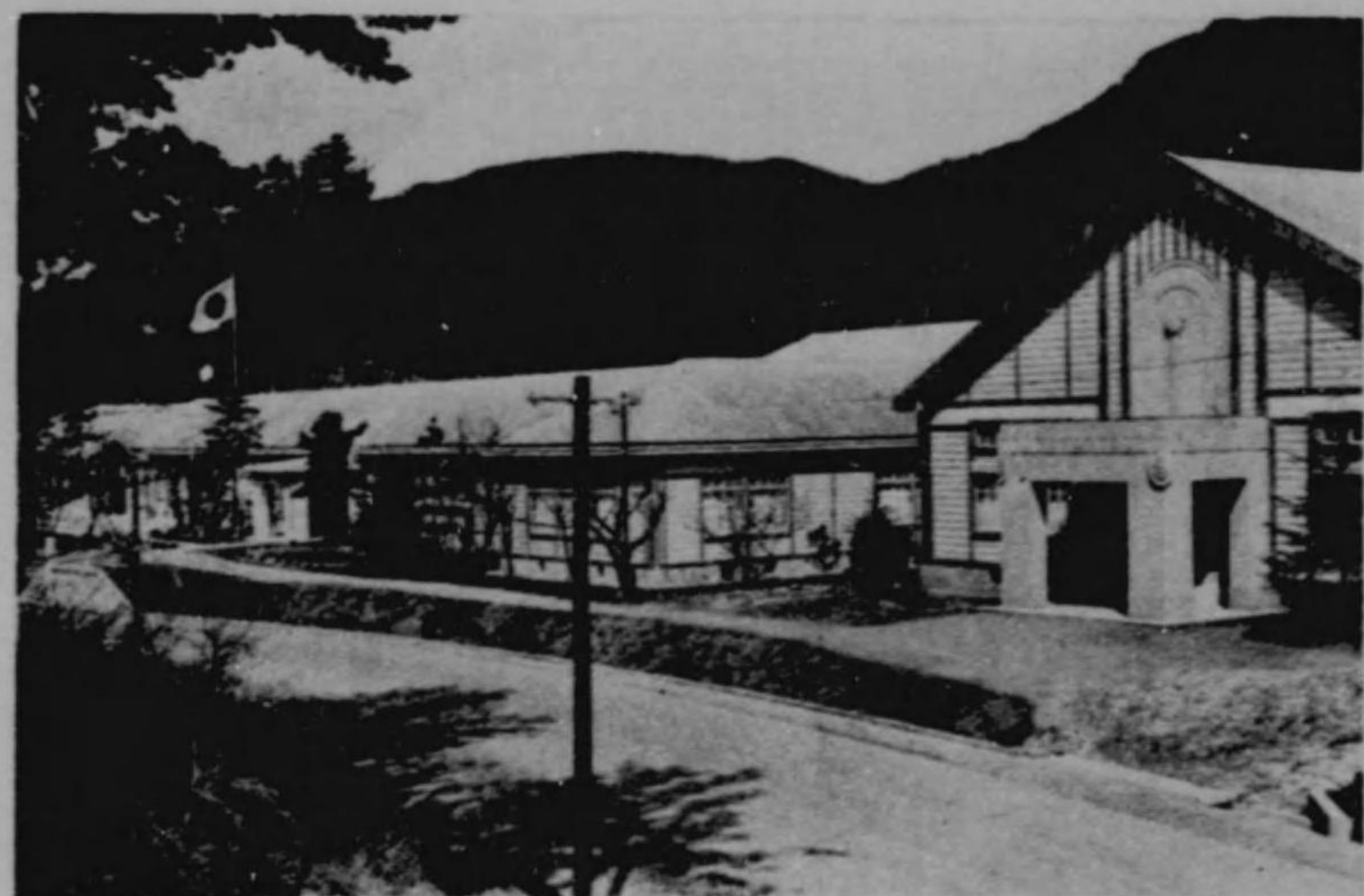
一、興亞奉公日……………一〇一
 二、陸海軍記念日……………一〇一
 三、耐寒耐熱遠足……………一〇一

第六章 時局認識

一、滿洲事變記念日……………一〇三
 二、支那事變記念日……………一〇三
 三、時局認識諸施設……………一〇三
 四、銃後後援……………一〇四
 五、非常時經濟協力……………一〇四
 六、非常時團體訓練……………一〇五

第七章 體位向上

一、遠足……………一〇五
 二、早起會……………一〇六
 三、課外運動……………一〇六
 四、強歩會……………一〇六
 五、運動會……………一〇六
 六、水泳……………一〇七
 七、體力檢定……………一〇七



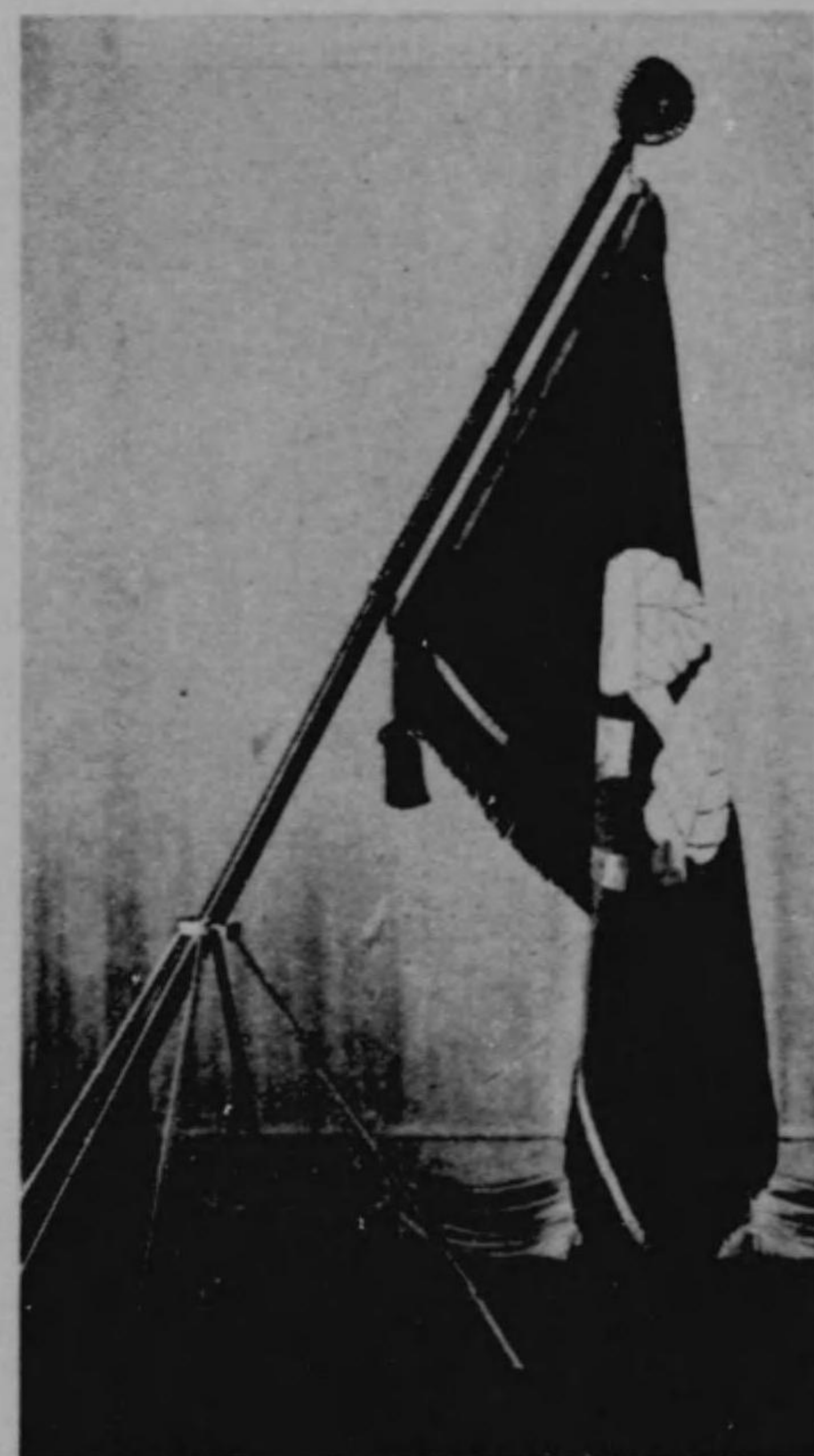
葉山小學校全景



集團行動(分團掃除)



皇太子殿下
初地方行啓記念國旗



有栖川宮殿下
御下賜ノ校旗



御用邸下海岸清掃



報國農場作業

第

一

編

|| 國體觀念の理論研究 ||

第一章 國體明徴問題の重要性

日本人は、日本人として自覺せねばならぬ。

「汝自身を知れ。」とは昔、ギリシャの哲人の言つた言葉である。凡そ人間と生れて自分の價値や自分の使命を自覺せず、醉生夢死する人間程、あはれな者はない。と同様に、皇國に生を享けながら、「日本とは如何なる國であるか。」を正しく知らないでゐるとしたら、夫程あはれな人間はない。「知る」とは、單純な意味でなく、眞摯なる國民的自覺をなすことである。現文相が「日本人は、日本人として自覺せねばならぬ。」(讀賣新聞社掲載)と言つて居られるが、誠に首肯すべき言葉である。國民的自覺は、實に我が卓越せる國體を明徴にすることに俟たねばならぬ。

今や世界をあけて大轉換期に遭遇してゐる。此の中において毅然として、神武天皇創業以來の歴史的大使命を現前すべく、不動の姿を堅持し、躍進しつゝある我が大日本の姿は誠に世界の驚異と言はねばならぬ。

此の秋にあたり國民は強き信念に生きねばならぬ。その強き信念は實に國體を明徴にすることによつて生まれるのである。

一、國勢と國體觀念

國勢と國體觀念との關係は一般の理論から考へても極めて重要なものである。國家とは吾人の最高の協同生活體である。而して此の最高の協同生活體たる國家は、常に價値の創造を無限に繼續してゐるのである。こゝに常に伸びる國家の姿があるのである。なんとならば國家價値の創造とは文化價値全體的の綜合的、組織的創造をいふからである。

されば國勢の隆昌を圖らうとするには國體觀念を明徴にし國家價値の創造を活潑ならしめねばならぬ。

由來我が國は皇國としての萬邦無比の國體を有す。悠久二千六百年の姿を省みる時、明暗常ならざる無常の軌迹を見るも、其の形相を通し、聲を大にして叫び得る誇らしいことは、如何なる時代にも一貫せる國體觀念の底流せることである。吾人は此の歴史的な誇りをいよく培ひ、以て國家の隆盛を企圖せねばならぬ。

二、聖戰下に於ける國體觀念

今や我が國は未曾有の時局に際會し、國家の總力を擧げて皇國の大使命たる東亞永遠の大計樹立を目指して懸命の努力を續けてゐる。事變突發以來滿三年有餘、北は蒙疆より南は佛印國境に到る廣漠たる大陸に王師の旗風を靡かせつゝある第一線將兵と、克く物資缺乏に堪え、軍事援護に生産擴充に其の他あらゆる銃後の事業に確固たる態勢を有する國民とは打つて一丸となり、聖戰の目的完遂に邁進しつゝあるは、實に麗しき神代ながらの民族精神の發現と言はねばならぬ。然るに蔣政權は四川の一角に長期抗戰を叫び、日本を盟主とする東亞の建設を喜ばざる援將國家群は、あらゆる手段を盡して之をさまたけつゝある。建國以來二千六百年、日本は未だ曾て斯の如き雄渾なる舞臺に立つたことはない。我等は飽くまで堅固なる國體觀念のもとに内外一切の艱難困苦を克服して八紘一字の天業を翼賛し奉らんことを期さねばならぬ。昭和十二年九月十一日に於ける近衛首相の演説は既に三歳を経るも尙我等が耳朶に瀝然と残り、更に新なる威激を喚起せずにはおかないものがある。即ち

「……この事柄は、吾々が今日これを解決せざれば、吾々の子孫が、更に大なる困難の下に、何れの日にか解決を必要とするものであります。果して然らば、この日本國民の歴史的な大事業を吾々の時代に於て解決をすといふことは、寧ろ今日、生をうけたる吾等同時代の國民の光榮であつて、吾々は喜んでこの任務を遂行すべきであると思ふのであります。……」

三、世界思想と國體觀念

今迄世界人類の大部分が自己の指導原理として信奉して來た近代主義は、今日重大なる危機に直面してゐる。ドイツの哲學者の言葉借りて言へば、「近代人は一つの限界的狀態に在るのである。即ち彼等は從來の生活様式及思想生活に對して根本的な懷疑を持ち、極度の精神的不安に陥つてゐる。彼等は大洋の中に孤立する小島の如き無限の寂寥に襲はれて、前途に對する積極的な精神生活の指針を失つてゐる。そこで彼等は否が應でも眞の自己に立返つて人間とは何ぞやと言ふ重大な問題を自己に投げかけてゐる云々。」とあるが事實あれ程華やかなりし個人主義も明かに行詰りの状態にあり、これを打開せんとして各國はあへぎを續け、未だ之を脱せざるものもあり又全体主義、國民主義の名のもとに新しき指導原理を打ちたてんとするものもある。抑々近代主義は永く鬱積したる個人の潛勢力を解放し、如何なる權威に依つても束縛されない獨立不羈の人間の上に朗らかな自由と創造と進歩の世界を展開せしむるにあつた。個々の人間は自己の理智と自己の實證的經驗のみを指針として大膽なる歩みを始めたのである。従つて其の當時に於ける個人主義は時代の要求に應じたるものとして、物の響きに應ずる

如く忽ち世界の一大思潮となり根強く廣く、瀾漫したのであつた。國家の任務は國家の秩序を維持するに止まり個人の自由を干渉してはならなかつたのである。

畢竟國家は何等精神的なる固有の目的を有するものでなくして、個人の利益を伸長せしむるための功利主義的機構に止まつたのである。然しながら自我の極限せられた理性と手近かなる實證的經驗の外に、何等の權威と何等の原理を認めない近代人は遂に分裂と弛緩と懷疑に陥らざるを得なくなつたのである。この分裂状態こそ實に近代思想の危機であるのである。

我が國も一時は歐米の思潮に眩惑し其の理論の巧妙に全く屈服せしめられ、其の理論に叶ふものは之を是とするも叶はざるものは如何なる美風良俗なりとも之を弊履の如く捨てんとしたのである。個人主義的なるものはいつの世、如何なる國にも入り易く又解し易いのでそれに中毒せらるゝのも又自然の勢であらう。然し日本人の最後の據り所は絶對的なもの神、自然、直接的に現人神としての天皇に無條件に歸依隨順奉仕することより他にはないのである。我等は先づ個人主義の徹底的清算をなし列國を指導せねばならぬ。今こそ、この大使命達成のため眞に我が國獨自の立場にかへり、萬古不易の國體を闡明にし、一切の追隨を排して本然の姿を現前せねばならぬ。

四、現下の教育と國體觀念

我が國教育の目標は建國以來の大理想、大使命たる八紘一字の精神顯現より導き出されたものでなければならぬ。具体的言へば歴代の聖勅特に「教育ニ關スル勅語」及「青少年學徒ニ賜リタル勅語」の御精神を體し萬古不易の國體精神に則り忠良有爲なる皇國民の鍊成にあるのであつて、これこそ確固不動の大目標である。この根本方針を時代の要求に鑑みて具体化して行くことも亦重要である。元文相荒木貞夫閣下が「青少年學徒ニ賜リタル勅語」につきての講話中、「現下未曾有の時局に際會し國家の總力を擧げて、皇國の大使命を達成せんとするに當り之を教育の力に俟つべきもの尠ならず、即ち國體觀念の透徹、思想指導の強化、科學の振興、生産力の擴充、資源の確保並に開發等物心兩方面に亘りて教育の總動員を行ふことによりて始めて十分なる効果を收めることが出来る云々。」とある。即ち東亞新秩序建設達成上、國體觀念透徹を目標とする興亞教育の使命は極めて重大なる意義を有するのである。然るに我が國の教育は從來殆んど一切が歐米の借物であつた。歐米の物質主義、利己主義、偏知主義、空想的世界主義、無拘束的自由主義等に毒せられて、教育の實際界は稍々もすれば本來の大目

的を忘れ、これが徹底を缺くものが少くなかつた。今や日本の三千年來歴史的事實として又生命として國民生活の奥底を流れてゐた大理想が顯現せらるべき秋は來た。我等教育に關與するものは我が國體につきて明瞭なる知見と不動の確信をもち一切の歐米依存の忌むべき追隨を廢して國體觀念に立脚し、大地をしつかりと踏まへたる有力なる教育を施さねばならぬ。再び言ふ我等は國體の本義を發揚して皇運扶翼の臣節を全ふし得べき忠良有爲なる日本國民を養成せしめんとする大目標のもとに、八紘一字の肇國精神を現實の物たらしむべき氣宇高邁にして、強大なる實行力を有する皇國民の基礎的鍊成をはからねばならぬ。

第二章 國體觀念の理論的考察

一、國體の意義と我が國體

國體の語義に捉はれて徒に時を費す愚を敢てするを好むものではないが、種々なる説を調べ以つて吾等の歸一點を明にした

- 1 主權の體様即ち國の統治權が君主にあるか人民にあるかの體様を國體であるとしてゐる説がある。
- 2 國體とは其の國たる所以の特色である。其の國の根本生命である。其の國が他の國と違つてゐる所以であり、而も其の國の價値が其所に存する所の特色である。恰も人に於ける人格の如きものである。即ち人格とは其の人の其の人たる所以であつて、それがあるが故に他人と截然と區別せらるゝのである。(清原貞雄氏)
- 3 國體とは國家組織の根本である。國語で言ふ國の成立である。更に嚴密に言へば國家組織上主權存立に關する主義である。従つて國體となるものは主權を中心とした國家活動に對する民族の信仰だとも言へる。此の主義若しくは信仰即ち國家の本質を基礎とした國家組織と、それに伴ふ道德的思想的特色即ち國ぶりを合せて廣義の國體の意義が成立するのである。斯く或一國の國家的本質が表現した民族的國家形態が完全意味の國體であつて我が國語で言ふ國がらである。要約す

れば國體を我が國語によつて次の三種に考へられる。

- ① 國の成立……國の建前とその發達とを意味する。國の建前とは肇國の精神であつて、所謂國家組織の根本性を意味する。その發達とは即ち國史に伴ふ國體の展開である。
- ② 國ぶりと……その國の種々なる特色を意味する。即ち思想的、道德的、政治的、文化的、習俗的、生活意識的なる特色のことである。
- ③ 國がら……國家の本質を表現する言葉である。(河野省三氏)

而して我が國體は皇國の本質、即ち我が組織の根本たる天壤無窮の皇運の表現したものであつて、又その姿であり其のはたらきである。天皇は神勅に依つて示されたる惟神の道を紹述して天業を恢弘し給ひ、國民は克くこれを奉戴して皇讓を翼賛し奉つてゐるのである。而してこの皇國の本質を發揚すべく支持し奉つてゐるものは日本國民の信念であり努力である。天壤無窮の皇運は實に萬世一系の天皇の大御心の中に生き、皇祖以來歴代天皇に奉仕してゐる日本國民の信念及情操の中に動きつゝある。此の民族的信念は實に天壤無窮の皇運によつて指導精鍊せられ、大御稜威のもとに活動し生長してゐるのである。

かくの如く我が國の國體は建國以來今日迄實際に存してゐる所の嚴然たる事實である。更に一言にして言へば我が國民が皇祖の御子孫である天皇に、絶對奉仕し萬世一系の皇運を扶翼して來た事實其のものが即ち我が國體である。我が國體が今日迄保持せられて來たのは少なくとも國民の一部がよく我が國體を自覺して、意識的に之を護つて來たからである。殊に我が國體の危機に臨んだやうな非常の場合に於て、我が國體を自覺し之を意識的に擁護し、又は國體の本義を説いて國民に國體的自覺を促す所があつたために、此の尊嚴なる國體が今日迄保持せられて來たのである。今後と雖も此の國體を護つて行くためには國民が十分に我が國體を理解し國體に對する十分なる自覺を持つて居なければならぬ。之れ今日國體に就いての研究と、教育とに努力が拂はれてゐる所以であると思ふ。

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き日神長く統を傳へ給ふ。我が國のみ此の事あり。異朝には其の類なし、此の故に神國と言ふなり。

これは親房卿の名著神皇正統記の開卷第一に見える有名な文章である。朗々としてこれを吟誦すれば心氣爽然神國日本の光輝灼として全世界に遍滿するを覺える。我等はこの光輝ある國體に生を享けし幸を泌々と感謝し、誓つて八紘一字の天業を

翼賛し奉らんことを期さねばならぬ。

明治天皇御製

久方の空にへだては無かりけり

土なる國は 境あれども

二、我が國體觀念

我が國體觀念とは萬國に卓絶せる皇國の尊嚴なる所以を正しく体得し、これを更に生成發展せしめんとする意志と信念の力を言ふのである。凡そ其の國の國體觀念を知らんとすればその國の神話傳説或は古代の歴史を研究するのが捷徑であらうと思ふ。何故ならば一國の國土民人創成の傳説神話は即ち此の自然と歴史とを物語るもの、發端である。而してその傳説神話は民族の本源的所産として言語につれて出現し民族の生立ちを物語るものである。即ちこれによつてのみ何等の異物を雜へざる民族的性情を知りその集團的性情の成形如何を知りその「ウブ」なる信仰如何を知ることが出来る。しかして太古の傳説が過去の話として止るのでなく其の民族生活を指導し歴史を成形し來つた内面的原動力である。かゝる理由のもとに我民族太古の神話傳説は單なる昔語りでなく我が歴史を流れてゐる精神力であり民族の行手を指教した國民の規範であると言ふことが出来る。

1 我が國體觀念の基礎

我が國體觀念の基礎をなすものを憲法中に見れば

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

とあり、嚴として三千年來存する皇位の絕對性と統治の神聖といふことを示されたものである。之れこそ我が國體の本質であり我民族精神の中心力となつてゐる所のものである。

我々は神典の如何なる都合に於ても我が皇位の絕對性と統治の神聖なることを明瞭に知ることが出来るが特に皇祖天照大神の御本質と御地位、及び三種の神器と神勅とに於いて之れの最も明らかに示されてゐるのを知るのである。

① 天照大神

記紀に記載せられてある天照大神以前に於ける語事傳承は、我が國が如何に悠久なるかを示すものとして我等の誇りとする所である。天照大神は皇位の淵源にまします至至高の神におはし、「光華明彩しくして六合の内に照徹らせり。」とあるが如く宏大無邊なる御稜威を有し給ひ萬物を生成撫育せらるゝと共に皇孫を降臨せしめられ、皇位は永久に其の御子孫に在るべきことを御定めになつてこゝに肇國の大業は成つたのである。又大神は天の岩屋に於いて天下の光明と秩序と幸福の源泉であることを明示せられ、素戔鳴尊に對しても寛大と權威との最高の力たることを確實にせられた。我等は是等の尊嚴なる神話によつて御稜威の根源としての御神徳を讃へ奉ると共に天津日嗣の神聖尊嚴なることを今更ながら痛感するのである。

② 神器

皇祖天照大神の御靈と大御稜威を直接に永く子孫に傳へ紹がるものは三種の神器である。此の神器は言ふまでもなく皇位の御しるしとして歴代天皇は之を承けさせ給ひ天照大神の大御心をそのまゝに傳へさせられてゐるのである。

後村上天皇の御製に

四つの海波もをさまるしとして三つの寶を身にそ傳ふる

又宗良親王の御選歌集中に

神代より受けし寶をまもりにて治め來にけり日の本の國とある。

斯くて三種の神器は皇位の絕對性と我が國家組織の根本性たる國體とを示し統治權の由來と性質とを自ら明かにしてゐる。更に神器の由來を尋ねればその深遠にして尊嚴なることに胸を打たれ悠遠神聖なる皇國の萬國に卓越せることを聳々と感ずるのである。

尙此の神器に對して神皇正統記には

「此の鏡の如くに分明なるを以ちて天下に照臨し給へ八坂瓊の廣がれるが如く曲妙を以て天下を治食せ、神劍を提げて歸順はざる者を平げ給へと勅し座しけるとぞ。此の國の神靈にして皇統一種正しく座す事誠に是等の勅に見えたり。」又

「此の三種につきたる神勅は、正しく國を保ち座すべき道なるべし。鏡は一物も蓄へず私の心なくして萬象を照らすに是非善惡の姿現れずと言ふことなし。其の姿に従ひて感應するを徳とす、是正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智恵の本源なり、此の三徳を翕せ受けずしては天下の治らむ事誠に難かるべし。」とあり。

前半は神器を以つて政治の要諦を示されたものと解し、後半は「我が建國精神の根本にして、國民道德の根源と拜察するといふ信念から論述せられたものと推察出来る。かくの如き説は、此の著書によるまでもなく、或は忌部正通の神代紀口訣に、或は室町時代の一條兼良公の日本紀纂疏等によつて種々なる論説があるが、畢竟神器の尊嚴をいやが上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものであらう。

③ 神 勅

豊葦原千五百秋之瑞穂國 是吾子孫可王之地也 宜爾 皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣 此こそ古來我等の祖先が幾度か引用禮讚したりし、偉大にして深遠明徹なる御神勅である。僅か四十二文字の中に永遠不滅の國体の確立を宣言せられた大御詔である。

我々は、此の皇位の必然性を明示せられた神勅を拜誦し、日本民族的信念が一層高まつて来るのを感じるのである。即ち三千年來我が國民道德の指導原理ともなり國民生活の統一原理ともなつて來た傳統的信念である。これが皇室に具現せられては皇祖皇宗の御遺訓の紹述となり、國民に具現せられては祖先の遺風の顯彰ともなつて國體觀念の根本をつくり上げて來たのである。

吉田松陰が明治維新の際に

「天照神勅に日嗣之隆與天壤無窮と有之候處神勅相違ければ日本は未だ亡びず日本未だ亡びざれば正氣重て發生の時はずある也只今の時勢に頓着するは神勅を疑の罪輕からざる也

皇祖の誓おきたる國なれば正しき道のいかで絶ゆべき

道守る人も時には埋もれどもみちしたえねばあらはれもせめ

以て當時の志士の信念が那邊にあるかを察することが出来る。

矩方」

2 日本民族の國家意識

世界に民族多しといへども我が民族理想的のものはない。なんとならば我々は同一根幹より生ずる血のつながりを有する本源からの分れであるからである。しかも同一の聖地に居住し共通する文化に育ち億兆一心、日本民族たる確信を有してゐる。從令異民族と雖も、これを包容徳化し皇運扶翼に力めしむる強烈なる同化力を有してゐる。民族性の根幹をなすものは、天皇に對する絶對的崇敬親愛の情である。此の至純の情が我が歴史をつくり、我が歴史は養はれ、一難に遭ふ毎に益々その強烈さを加へたのである。

下に崇敬親愛の情ありて、又上に教令愛民の御仁徳あり、かくて世界に冠たる國體は益々その輝きを加へたのである。

しかして我が民族の國家的大理想は正に優秀なる國家の完成である。諸神二神の修理固成始め奉り、天祖の肇國の大業は實に幾多の艱難辛苦の御結晶と言はねばならぬ。この困苦を通して八紘一字の聖業達成が神代ながらの大理想なのである。

我が民族は無限の努力と萬難の克服とが一貫せる使命であり運命であることを深く深く知らねばならぬ。

今や我が國は東亞大陸永遠の秩序確立のために聖矛をとり戦ひつゝ建設をなしつゝあるのである。時あたかも紀元二千六百年にあたり、神武創業の御努力を偲び奉り皇國の理想を思へば誰か奮起せざるものがあらうか。

うきことこの尙此の上に積れかし限りある身の力ためさん (熊澤藩山)

3 列強の國體觀との比較

今や世界を上げて個人主義の行詰りを打開せんとする機運は澎湃として起つて來た。「分裂より綜合へ」「弛緩より緊張へ」「懷疑より信念へ」「空虚なる世界主義より力強き民族精神へ」列強は眞劍なる歩みを續けつつある。イタリヤに於けるファツショ、獨逸に於けるナチスの接頭はこの最もたるものであらう。ファツショ主義に曰く、「國家は單なる個人の集積にあらずして一つの有機体であり、個人の生命目的を超越する固有の精神と固有の歴史的價値を有してゐる。而して自己の宗教と道德とを有し、力強き權威を以て政治を行ひ、且つ社會經濟を實現せしむるための固有の經濟政策を行ふ。又之に即して權威と訓練と上下秩序の三大原理に基き強力なる政治を實踐せんとするものである。」と、

是は要するに權威ある主權國家であつて國內に於て作用する凡ての力を支配し統括するがそれは單なる專制的權力でなくして深き倫理的信念により基礎づけられるものである。之は東洋に於ける王道主義への一步であると思惟し得るものがある

然し時として強硬なる政策を権力によつて實施するを見るが、これは我が國に全く見られざる事である。

ヒットラーの著書「我が闘争」中に於て「若し人が今日現實に於て國家を構成し、又國家を維持する力は何であるかと問ふならば、それは全体のために個人の意志を犠牲にする所の意志であると言はねばならない。」と説いてゐる。又ナチスの政綱中「ドイツ國民の最大の義務は労働によつて、精神的に若しくは肉体的に創造を行ふ事である。」故にナチスの主張は道徳的意義を有する労働の義務を各人に課し、各人を創造的に全体たる國家の發展に貢献せしむる事にある。彼の個人主義國家が労働を以て成功への單なる手段となすに反し、労働それ自身に於て道徳的價値を認める。此のナチス主義は一段と優位性あるを思はずにはゐられない。之を要するにナチス主義とは、自由なる個人が自ら進んで全体の福祉を増進せんが爲に率仕するといふ主義である。こうした角度よりファッショ、ナチスの主張を考ふれば、從來の個人主義より脱せんが如何に努力しつゝあるかを觀取し得るものである。是等は他山の石として大いに研究すべき點であるが、此處に靜かに思ひを我が國體の上に及ぼす時、すぐれた特異性に崇高の念が高まるのである。即ち彼等が武斷的、權力的、合法的法治國として國民に對するに反し、我等は仁愛あふるゝ如き御恵みを垂れ給ふ皇室をいたゞき、各々その堵に安んじて生成發展の道を辿る擴家族的國家に生を享けたのである。この幸福を神に感謝し而して以つて、皇運を翼賛し奉らんことを期するのみである。

國と言ふ國をめぐりて日の本に生れし幸を我は知りなき (高崎正風)

三、國史に顯現せられたる國體觀念の展開

我が日本が肇國の神勅により個性と目標とを授けられて、輝かしく發祥して以來、國齡こゝに幾千年迂餘曲折はあるにしても其の獨特の國體觀念に強く生き、その目標に向つて不斷の邁進を続けつゝ來りし次第を跡づけたもの、それが我が國史である。造化の神のすばらしい傑作が松青く砂白く櫻花咲き富士の嶺聳え立つ東海に我が大日本帝國となつて具現し一絲亂れぬ統制のもとに集つては舉國一致となり、發しては八紘一宇の精神となり一系の天皇萬世に君臨せられ、三種の神器は悠久に皇位の御しるしとなり忠孝一本の基調に立てる國民は分に安んじ、分を樂しみ、分にいそしんで斯る國土の斯る大御代に生まれ合はしたことを感謝し益々皇謀の翼賛に勵んで來たのである。これこそ實に國史を一貫する善美の皇國の姿である。思ふに國民の國家的意義の自覺は、自國と對立する國家が目前に現はれた時最も明確に表現せられるものである。我が國體觀念の基礎は

天祖の神勅に基く至大至尊無比なるものであることは既に第二章第二項に於て述べた通りであるが文獻の上に於て最も明瞭に現はれた國體意識の最初のもものは聖德太子の對隋外交に於て使用せられた「日出國天子」の語である。當時我が國は隋を以て文化の師として尊敬してゐたのであるが、一度日本國家として其の國に對する時は一步も譲らざる毅然たる態度を取られた所に太子の強い國體意識が拜せられるのである。かゝる態度は後の佛教儒教を受容した場合に於ても明瞭にあらはれて我が國が古來外來文化を如何に巧みに取入れたかを物語つてゐる。即ちそれに没入してしかも捉はれず毅然として我が國體觀念を堅持して居たことは實に鞏固なる信念の至す所と言はねばならぬ。その他大化改新に於ける中大兄皇子の御理想と言ひ、奈良時代に於ける和氣清麻呂の復奏文と言ひ、平安時代の佛教、鎌倉時代の神國思想、又あまりに有名な吉野時代の神皇正統記等夫々各時代々の國體思想を物語る有力なものである。降つて徳川時代に於ては、山鹿素行の中朝事實を初め國體論の最高峰をなす水戸學派の中最も有名なる新論等々、枚舉に暇がないが更に本居宣長の國學の大成あり、而もその末期に於ては勤王の志士が身命を抛つて王事に奔走した事も、我が國體に對する自覺に基くものであるといはねばならぬ。かくてこの長い歴史中何等か重大なる事件情勢の起り來る度毎にその時代の必要とする形と程度とを以て國體明徴が行はれ、そしていよいよ天壤無窮の基を固うして次の發展の段階へと進んで來たのである。かくて光輝ある國體觀念は連綿として祖先より我等の子孫へと流れ明日を起す力となつてゐるのである。

第三章 我が郷土の特異性と我が校教育

郷土は無言の教科書にして、兒童直接生活に關係深きものであることは論を待たない。この無言の教科書は、地域的文化的兩方面より見られ、常に兒童に深い交渉を持ち、彼等に心理的、情感的影響を與へるのである。従つて健全なる國家意識の啓培は郷土意識を基底として始めて培養せられるといつても過言ではあるまい。

一、地域的特異性

敷島の大和島根の美しき自然は、我等をして性格を明朗に且つ率直、純潔、典雅ならしめた。然も此の自然は美しいと同時に烈しく、且つ鋭い。四季の適度なる變化は敢爲なる氣性と、強い熱情とを養つたのである。誠にこの風土は我が大和心を哺育育て、くれた搖籃である。我が郷土葉山は其の風土の美なる點に於て、豊なる環境に於て、正に神州の粹を集めてゐるといつても過言ではあるまい。

長くも御用邸を始め奉り、各宮家御別邸、國家元勳の別莊地として天下に知られる幸多き地である。しかもこの大自然は山麗しく水清く、夏は涼しく冬暖く、萬物は生々として發育を遂げる絶大なる恩恵を與へてくれる。この恵み多き地域の特異性を兒童に深く認識せしめ、國體觀念養成の根幹とせねばならぬ。(第二編第四章参照)

二、文化的特異性

忝くも皇室御愛好の聖地に生を享け、心ゆくまで秀麗なる大自然の恵みの中に育ち、豊なる環境に生を樂しみつつある我が郷土の人々にふさはしき優美純良なる文化あるは蓋し當然であらう。郷土の文學に、昔ゆかしき民間行事に、或は老人の語る傳承に、我々は深き感銘と愛郷心の湧然とわき起るのを禁することが出来ないのである。是等多彩をさかむる文化の中に殊に著しき特徴は皇室尊崇敬神崇祖の念のあらはれたる諸相である。この至純なる精神に生きる郷土の人達はこれを根幹として、和協一心勤勞奉仕の念が又傳統的信念となつて來た。

穩健にして人格高潔なる小林町長を中心とする一萬町民は此の郷土に生れし誇りを感じ益々これを生成發展せしめんとする熱意に燃えてゐるのである。(第二編第一章参照)

三、我が校教育の目標

昭和十二年十二月二十三日近衛首相教育審議會第一回總會に於ける挨拶中

「凡そ教育は國家の基本的要務であつて、總ての國家活動、國民生活及國民文化は皆其の基礎をこゝに置くのであります。所謂庶政の一新も教育に依るに非ざれば、十全にして徹底したる効果を擧げることには至難でありまして、教育の刷新振興の意義は洵に重且大なるものがあります。」

とあるを思ふとき、國家の要望に沿ひ、次代の帝國を双肩に擔ふべき偉大なる日本人を鍊成する我等の責務の重大を、更に更に深く感ずるのである。此處に我等は從來の教育の缺陷を深く省み、その依つて來る禍根を絶ち、新なる目標に向つて、邁進せんことを誓ふものである。

日本教育は皇國の道の實踐を要諦とする。即ち國民學校案中に示されたる如く、皇國の道の修練を旨として國民を鍊成し、國民精神の昂揚、智能の啓培、体位の向上を圖り、産業並びに國防の根基を培養し、以て内に國力を充實し、外に八紘一字の肇國精神を顯すべき大國民を育成せんとするものである。

制度を運用するのは人である。教育も教師其の人の力と信念とに俟つことが極めて大である。士規七則中に

「凡そ皇國に生れては、宜しく吾が宇内に尊き所以を知るべし。蓋し皇朝は萬世一系にして、邦國の士夫祿位を世襲す。人君民を養ひ、以て祖業を繼ぐ。臣民君に忠に以て父の志を繼ぐ。君臣一体、忠孝一致は唯吾國のみ然りとす。」

この誇りを眞に吾が信條とし、この國體の精華を國民生活のあらゆる部面に顯現すべきことを期す次第である。本校兒童は特別皇室の恩遇を蒙り、屢々行幸啓を我が葉山に仰ぎ奉りて、天顏を拜するを得る光榮を有し、國家元勳の聲咳にも接して、その薫化を受くる他、誠に恵まれたる環境の中に育成せられてゐるのである。國體觀念を透徹具現するには最適の地と言はねばならぬ。而して我等の最も戒心すべきは、あまりにも宏大なる恩寵なるが故に之に狎れはしないかと言ふ點である。

あくまでも我等は兒童をして、その無窮なる皇恩に感激せしめ、その深き感銘のもとに「教育ニ關スル勅語」及「青少年學徒ニ賜リタル勅語」の御聖旨を奉體し、皇運扶翼の臣節を全うし得べき忠良有爲にして、氣宇高邁なる皇國民の鍊成を期する次第である。而して國體觀念の透徹具現上特に留意すべき本校の教育目標として左の諸點を掲げたいと思ふ。

- 1 郷土の特異性に基づき國體觀念を明徴にして、尊王愛國の志氣を喚起し敬神崇祖の精神を養ふ。
- 2 時局に鑑み、帝國使命の重大性を認識せしめ、八紘一字の天業を翼賛し奉らんため、行を通して心身の鍛鍊に努力せしむ。

教育の要諦は實踐躬行を絶えざる反省とにある。我等は常に崇神天皇四道將軍派遣の詔たる。

「民ヲ導クノ本ハ教化クルニ在リ。」の御聖旨のまゝに、率先垂範、同行の姿に於て之を体現せんと誓ふものである。

第四章 透徹具現の論理

萬葉集卷十三に見える柿本人麿の歌に
「葦原の水徳國は神在隨言擧げせぬ國」

と言ふ言葉がある。元來佛教も儒教も議論に富み、哲理に豊であつて、當時言擧の文化として國民を威壓し、民心を風靡する感があつた。此の外來文明に對し我が民族精神が覺醒して、こゝに「言擧げせぬ國」といふ國家的名稱が生ずるに至つた。

「言擧げせぬ國」とは敢て理屈を言はず、議論を弄さず、殊更言ひつくるはぬ國からであるといふ事で自然に實行を重んじ、行を貴ぶ意義を表はすのである。「教育は知識と實行、精神と身体とを一にして肇國以來の道を行するものでなければならぬ。諸々の知識、諸々の動作は道に依る實踐を通して始めて、人格の力となり、眞に國民鍊成の素材となるものである。人格の力ともならず、國民の實踐にも關りなき抽象的知識の詰込みや、精神を伴はない單なる身体的動作の如きは、道の修鍊を旨とする我が國教育の本義に副はないものである。」と、教育審議會に於て田所特別委員長の述べられし如く教育は諸々の教科、諸々の動作行動を通して、皇民としての性格を覺醒させこれを鍛鍊することである。即ち一は教科を通して皇國民を修鍊することであり、一は教科以外の學校生活に於ける行動を通して皇國民を修鍊することである。

乍然教科を通しての修鍊と行を通しての修鍊とは本來一体的のもので分離すべきものではないが便宜上茲では分離して行的修鍊について述べる。

行的修鍊とは行を通して性格を鍊成することである。性格を鍊成するとは兒童の魂に喰入つて其の覺醒を促すことであり、鍛鍊することである。然らば兒童の魂に如何なる覺醒を與へ如何なる鍛鍊を爲すかといふことは言ふまでもなく學校教育の凡ての施設を通して皇國の道を修鍊することである。即ち教育勅語に明示し給へる皇國の道を修鍊せしむることによつて皇國

の歴史的使命に目覺めて克く天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき偉大なる日本人を鍊成することである。ゲーテは「思惟と實行とは人間の呼吸の如し。」と言つた。此の兩方が無くては人は生きられないと言ふ意味であらうが、此の言葉によれば思惟と實行とを同一價値の水準に置くものと考へられる。然し我々はあくまで實行なき思惟は何の價値もないと思ふのである。從來我々が大きな影響を受け來つた外來文化思潮は、總てが所謂「言擧げ」の文化即思惟のみに走り勝な思潮であつた。戒心すべき重大なる點である。

吾々はあくまでも我が國本來の面目に立脚し、これが透徹具現に精進せんとするものである。

明治天皇御製

天つ神定めたまひし國なればわがくにながらたふとかりけり
さゞれ石の巖とならむ末までも五十鈴の川の水はにごらじ
千早ぶる神のかかめしわが國を民と共に守らざらめや
樞原のとほつみおやの宮柱たてそめしより國はうごかず
身にあまるおも荷なりとも國の爲人のためにはいとほざらなむ
身をすてていさをしたてし人の名は國のほまれと共にのこさむ
萬民こゝろあはせて守るなる國になつ身ぞ嬉しかりける
國の爲いよ／＼はげめちよろづの民もこゝろをひとつにはして
ちはやぶる神のまもりによりてこそわが葦原のくにはやすけれ
はからずも夜をふかしけりくのため命をすてし人をかぞへて

第二編

|| 各教科を通しての國體觀念透徹具現 ||

第一章 修身

一、修身の特質

1 道徳観

① 人間が他の生物と區別される點は、自然的感性的な本能衝動と理性との二重性を有する所にある。人間生活はこの自然的感性的なものゝ意味を知り、價値意識（理念）によつて之を統禦し、價値的活動に止揚せんとする葛藤生活である。道徳の本質はこの人間生活に於いて、理念が自然的感性的なものを統制し、融合して價値ある生活たらしめる所に在る。故に道徳は生活の一部ではなく生活全体を統合するものである。而してこの道徳は單的に一時的に生成したり、抽象によつて出來たりするものでなく、人間の生活の永い歴史の生んだ精神文化である。人間生活は個人としての存在ではない。歴史的社會的の關係的存在に於いて始めて實在性を與へられるものであるから、當然道徳も社會といふ協同体の上に於ける道であらねばならない。決して抽象的な世界主義的な現實からかけ離れたものではない。人間生活の具体的な姿は、一貫した歴史社會的（民族的國家的）關聯の中に在つて、始めて實在性を持つものである。

② 我が國の教（日本道徳）は忠孝が根本となつてゐる。而して我が君臣の關係は「本分」「頭首肱股」の關係として成立してゐる。この關係は權力の強制とか、利益の打算とか、理窟の納得とかいふやうな人爲のはからひによつて作られたものではない。臣子の君親に對する忠孝は、生命の本源に歸依せんとする心で萬物の根源を尊崇する事である。この君臣親子の關係が萬有の全体的統一の根源をなし君臣の義と父子の情によつて我々の生命がその所を得、そこに道を現し、總ての道徳は成立してゐるのである。實に我が忠孝は感性的なものと、理性的なものとが本源的に一致せるもので道徳の本質を示すものであると云へる。夫れ故我が國に於ける最高理想は、忠孝兩全の道であり換言すれば「よい日本人」となるの道が道徳である。即ち我が本性は「よい日本人なり」といふ信念を持つてこそ本性を益々明らかにし（自覺）實にして

行く（生活に具現）ことが我が國民道德である。

③ 日本道德の實踐原理を内面的に觀れば子心としての敬と愛と信とである。生命の本である親に對する敬愛と更にそれより深い根源である。君主に對する敬愛は一切道德の根元である。而して敬愛は信に於いて立つ。國民が生命の本である君を信じ、君に一切の我を委せ切る、即ち「いつき」「まつろふ」ことが敬愛一なる所（信）のものである。この信、この敬愛が萬有の理を敬愛するものである。そこに敬愛が一切道德の本をなすの根柢がある。「いつき」「まつろふ」心が所謂「忠」の最も内面的な心理である。而してこの「忠」が發動して「忠」の行爲として自らを具体化せずには居られない。この行爲が「翼賛」「輔翼」又は「扶翼」に外ならない。日本道德の内面性を客觀より考察すると次の特色がある。

○ 忠孝一本である。即ち日本道德は忠孝といふ一つの最高道德をもつて一切の道德を統禦してゐる。

○ 信仰的である。即ち忠孝の最高理念は無批判的に信仰的なものでこれに歸依することである。我が國に於いては、忠孝は生活の必然であつて義務の爲になすものではない。

○ 日本人の生活は一つの最高道德に向つて現實の生活環境を支配し統制して進まふとする所に特色がある。即ち理想の爲にはどんな抵抗をも克服して行くといふ態度が日本道德の徳色である。

○ 日本人の生活は血族的階級即ち「いつきまつろふ」にながる團體生活様式であるから、そこに發生した道德も亦秩序的な特色を持つ、即ち長幼の序といふ理念が日本道德の特色である。

○ 我が國の長い歴史による血族的民族の體驗から生れた根源的な精神の一つとして、團結して一つのものに向ふと共に然も他民族を包擁同化して行くといふ特色を有する。家族精神や國民精神の中心なすものはこの心である。

2 修身教育の本質觀

修身教育は教師と兒童の精神的關係交渉によつて成立するもので、その本質は教師が「よりよき日本人」たらしめんとした純粹愛より兒童と一体となつて修道の一路に向つて精進する本然の姿相である。換言すれば教師の兒童に對する教化と、教師が意識的に兒童の良心を覺醒せしめ、以て自律的、自發的意志によつて全生活を道德的に統制せしむ可く施すところの働きかけとである。

3 修身教育の目的觀

國民學校案中に「國民科修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ國民道德ノ實踐ヲ指導シ兒童ノ徳性ヲ養ヒ皇國ノ道義的使命ヲ自覺セシムルモノトス」とあり。修身教育の目的は、抽象的に言へば「良い日本人即ち日本道德の味得により國民的道德生活を創造する日本人としての人格」を錬成するにある。これを更に具体的に言へば、「教育ニ關スル勅語」に昭示し給へる國民道德の理想、即ち日本人が過去、現在、未來を通じて格守すべき絶對普通の道を体得體現なさしめるために直接に兒童に對して其の理想と方法を自覺せしめ、以て其の全生活を忠孝の大精神にて統制する善良有爲なる日本人の人格の實現を圖らしめることが我が國修身教育の目的である。

4 修身に於ける國體觀念の明徴

新修身書が特に國體明徴に就いて一層意を用ひ國民的信念の教養に留意してゐることは、編纂の根本方針中の「殊ニ國體觀念ヲ明徴ナラシム」又國民學校案留意點中に「特ニ國體ニ對スル信念ヲ深カラシムベシ」國民科要旨中に「特ニ國體ノ精華ヲ明ニシテ」言によつても、其の意の存するところを明確に認めることが出来る。思ふに我が國の道德は國體に淵源し國體を離れて國民道德は考へられない。「忠良ナル日本臣民タルニ適切ナル道德ノ要旨」を授けることは同時に又國體についての理解を一層深めるわけになる。然し、我等は道德の實踐を説くことに急で、その根本に徹底しない嫌がないではなからうか。忠義といひ孝行といひその何れもが我が國體の内容を具有する道德であつて、他國のそれ等とは甚だしく趣を異にしてゐるのである。例へば、孝は洋の東西を問はず重んずるところの道德であるが、孝の内容は「家」の觀念を基調とする東洋と、個人主義の基礎に立つ西洋とは大なる相違があるのである。かくの如く是等の道德を授けるに當つて、よくその特殊の内容を研究し、その實相に眼を注ぐことにより我が國體の眞の姿に接することが出来る。總ての道德が我が優越せる國體に淵源することを知らば、我が國體に對する一層の尊嚴を感知し、之を擁護し發展せしめんとする精神が旺盛になつて來ると共に、道德を尊重し國民としての本分を全うせんとするの理念を高める事になると信ずる。

二、教材

1 教材觀

教育は人と人との交渉である。詳言すれば教育者の生命と被教育者の生命とが交流し、以て被教育者の生命が教育の資料（

教材)を通じて展開する姿相である。故に教材は人的要素と共に教育上の根本的なものとして位置づけられてゐる。わけて修身教育に於ける教材は、修身教育が人間生活の統一を目指して國家的人格を形造することを課題とする以上、その内容は具体的な内容を持つものである事が最も必要である。

教材としての文化材は其の徳目の組織を生活と關聯することによつて、兒童の具体的生活活動に觸れることが出来る。その實際生活は、理念に導かれて裏づけられ高められて行くものである。そこで生活の理想的認識の根據としての理念を何に求むべきか、國家の要求との具体化である修身書に求むべきである。修身書はかゝる理念を示すものとして活用すべきものである。

2 修身書と國體觀念

修身科は特に國體觀念の明徴を重視せねばならぬが故に、新教科書の教材の排列上選擇上にも其の工夫の意圖が明瞭にうかがはれるに於けるその主なるものを見ると、

○表紙について 舊教科書の鼠一色の暗い感じのするものではなく、國家を表徴する國花を圖案化した明朗な美しい感じのするものとなつた。

○口繪に就いて 兒童用書の卷頭に一年より三年までは皇室に關する繪畫を謹揚し皇室の御稜威を仰がしめようとしてゐる。兒童に具体的に直觀的に卓越してゐる我が國體を感得せしめようと企圖せられてゐるやうに思はれる。

一年 天皇陛下の御簿 二年 神武天皇御東幸 三年 皇大神宮
○皇室に關する繪畫御寫眞に就いて 兒童をして絶えず皇室に親しみ奉り御稜威を仰がしめようとする趣旨と思はれる

一年 天皇節 二年 天皇陛下 紀元節 三年 明治節 皇大神宮 皇后陛下(二枚)

四年 明治天皇(二枚) 能久親王(二枚) 祝日 大祭日 皇室を尊べ 國歌
五年 我が國 皇太后陛下 六年 皇大神宮 皇室(二枚) 憲法 至誠

高二 御歴代天皇の御盛徳 國憲國法 斯の道
○御製御歌に就いて これを拜誦することにより我が尊嚴なる國體及御惠深き大御心をうかゞひ奉ると共に、兒童をして愈々皇室國家を欽仰し、尊王愛國の至情を披瀝せしめようとする趣旨に思はれる。

尋四までと高一になく、尋五 二首 尋六 二首 高二 二十九首(内一首は女子用のみ)

(教科書に現はれたる御製御歌謹解参照)

3 國體教材に就いて

① 各學年横の教材と教授精神

國體明徴を重要な任務の一としてゐる修身科に於いては、總ての教材はこの任務果すべく夫々役割を持つてゐるが、其の中でも特にこの立場から見て意義深い教材がある。教科書の中より其の主要なるものを分類し、列舉して各學年毎に考察して見る。

國體教材分類表 (國體教材と各學年の教授精神参照)

教材	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高	一	高
皇室の御稜威を仰ぎ奉るべき教材		三 一 三 イカ	三 三 三皇大神宮	二 一 一 明治天皇 二 能久親王	二 二 二 皇太后陛下	二 一 一 皇大神宮 二 皇大神宮	二 二 二 我が國		二 二 二 御歴代天皇の御盛徳
建國の由來並に國運の發展についての教材		一 三 三 氏神様	二 七 二 七 國旗 三 皇大神宮	三 三 三 國歌	一 一 一 我が國	一 六 一 六 國交 二 三 國運の發展	二 二 二 我が國		一 四 一 四 國體の精華
祝日祭日に關する教材	ニ 七 ニ 七 天璋	三 三 三 三 國節	二 六 二 六 明治節	一 七 一 七 祝日大祭日					
臣民の忠孝に關する教材	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝	三 三 三 三 忠孝

① 本校児童の國體意識

尋二以上の児童につき左の三問に對する解答を求めた。

I 日本の國を治めてゐられる方はどなたですか。

II 今年は紀元何年ですか。

III 日本に生れたのが何故幸せですか。

その結果別表のやうな結果となつた。これを考案して見ると(學年別頻數表参照)

第一問 ○尋五より不明の頻數激減して尋三、四に於いても非常に意識の發達してゐることがわかる

○高學年に於ける不明の内容を見ると總理大臣と考へるもの若干あり、この點充分考へなければならぬ。而して不明の大部分は女兒である。 ○尋二、三、四に於ける不明の過半は男兒であつて、天照大神、神武天皇等多く、高學年に於ける總理大臣とする點とは全く逆傾向である。

第二問 ○前問同様五年に於いて不明頻數激減し意識明瞭となる。 ○不明頻數を男女別に見れば尋二に於いて男兒多く、他は女兒大部分を占め、尋五が一、尋六高一高二の男兒は零を示す。 ○特に本年は皇紀二千六百年まことに有意義にして寶祚の無窮を壽ぎ又聖戰下學國一致國民緊張の年である。 兒童には是非徹底せしめなければならぬ。

第三問 ○尋一の統計は表現困難なれば參考程度のものである。 ○「一系にして至仁なる天皇」は學年を追つて増加するも、尋四、五に於て激増し、皇位の尊嚴性が明確に意識されて來てゐる。 ○華國と國運の發展は尋二より意識され尋四、五に於てその頻數を高め、尋六以上は殆んど調査人員に迫つてゐる。 ○國民の誠忠は全學年大体同じ様であるが、尋五より増加する。 ○其の他の内容は、學國一致、大和魂、樂しく勉強が出来る。 父母と一諸に居ることが出来る、自然の恵がある、一等國である、日本が戰場にならない、戰死すれば神様になる禮儀正しい等であつて高學年に進む程、特に尋六より其の内容が多くなつてゐる。 ○不明者數の高學年に行くとつれその數を減じてゐるのは當然である。

② 本校児童の國家意識

問題選定は消極的、積極的行爲の二方面に分けて、且つ兩者とも個人、家庭、社會、國家、國際の五部に分類する。

●積極的行爲

▽親が病氣になつたらよく氣をつけて世話をする。 ▽お家に歸つても毎日よくおさらしをする。 ▽戰爭に行つたら命を捨て、お國の爲につくす。 ▽可愛想な人を助けてあげる。 ▽よその國の人と相談して仲よくする。

●消極的行爲

▽弟や妹をひどいめに合せて泣かせる。 ▽病氣になつても藥をいやがつて飲まない。 ▽戰爭の時命が惜しくて虜になる。 ▽弱い國を攻めて日本のものにしてしまふ。 ▽友達が足を踏むと直ぐなぐりつける。

○調査の實際及び實施の方法(省略)

○結果の整理と考察(學年別頻數百分率表参照)

二年 (イ) 家庭道德を第一に評價し國際道德は、大体逆の方向を示す。(ロ) 國家道德を第二にし社會道德の芽生を如實に物語る。

三年 (イ) 國家は一層劃然となり第一位を表はし家庭はこれに次ぐ。(ロ) 自己と社會とは同一なるも社會方面へ關心を持つ(自己↓社會)

四年 (イ) 斷然國家第一位となり家庭自己となり社會五位となる。(ロ) 國際第四位に進み意識の範圍擴張を見る。

五年 (イ) 國家劃然と第一位を示す。(ロ) 社會と國際とは評價し難し。

六年 (イ) 國家最高潮の感あり自己は最下位を示す。(ロ) 社會と國際とは略同じ。

高一 (イ) 國家第一位、國際第二位。(ロ) 自己四位社會五位となる。(ハ) 國家を除く他は大いに動搖す。

高二 (イ) 國家第一位、家庭國際は同位、社會四位、自己を五位とす。

○全學年と國家意識の考察

低學年に於いては家庭を中心にし國家を第二位に評價するも、尋四に於ては國家過半数を占め劃然と第一位を示し、上學年に進むにつれ頻數を増加してゐる。同時に國際も尋三以下第五位になるも、尋四五に於ては第四位に、尋六第三位に、高等科に於ては國家について第二位となる。結局尋三より國家的に非常に關心を持ち、尋四に於ては斷然優位となる。

一方團體に關する教材も尋三より逐年増加しこれが觀念透徹に留意してゐるのである。

學年別頻數及び百分率表(國家意識)

項目、學年	等級	一	二	三	四	五
親が病氣になつて、 らよく氣をつけて 世話をする	高六五四三二 二一年年年年年	二三四四四四六 五一四二八九九人	一 〇二〇三一三二人	三四四二二三三 一四八〇三四人	一 八一九九一人	一 二一五六八二人
毎日に歸つてから もよくおさらび	高六五四三二 二一年年年年年	一 一一一三 三一八六〇四〇	一 二二三三 九四九四九四一人	三四四四四三四 一八三三五七二人	二四七五四三四 〇一三二九四二人	六四五三四二三 五一七二一五三人
戦争に行つたら命 を捨て、お國の爲 に働く	高六五四三二 二一年年年年年	一 七九二九九五五 一四七七三五四	三四四三三二五 一〇三一二八二人	一一一一二二三 三二六六〇二七二人	一一一二二 八八二二三三九二人	一 四〇二一六六六二人
かはいそな人を 助けてあげる	高六五四三二 二一年年年年年	一二 五二九八七五一	二一一一三 八八一三八八五人	二五四四三五五 四三七四四五五人	六七七六六五四 〇八〇一二一人	三四四三三二二 一三七八三六六二人

3 本校児童と生活環境

① 皇室と葉山

○本町は長くも御用邸をはじめ奉り各宮家御別邸の所在地にて特に皇室と深い關係をもつ地である。

○兩陛下 並びに 皇太子殿下の行幸啓をはじめ奉り皇子 皇女殿下の御成りを仰ぎ其の度毎に謹みて奉送迎申上げる

○長くも大正天皇御不例の折、當地御用邸に御静養遊ばされましたところ御悼ましくも遂に大正十五年十二月二十五日崩御あらせられ、次いで 今上天皇御用邸にて御踐祚の式を挙げさせ給ふ。

○昭和九年六月六日 皇太子殿下初の地方行啓を當地御用邸に仰ぎ奉る。しかも本校職員児童奉祝旗行列を舉行せしに兩陛下に於かせられては御嘉納遊ばされ 皇太子殿下孝宮 順宮兩内親王殿下御同伴にて出御あらせられ、其の御特別の思召にて玉體間近く奉拜し只々感泣したのである。

斯くの如く長く御聖恩に浴することの得られる當地は一層徹した皇室尊崇、國民精神の涵養、國體觀念の透徹具現に精進し、聖恩の萬分の一にも對へ奉らなければならぬ。

② 教化的郷土行事

神社(社格村社)

神社	所在	祭神	例祭	各氏子毎に清掃奉仕をなすも、児童は毎月一日に早朝境内に参集部落擔任の指揮により境内の清掃奉仕をなし謹みて参拜をなす。其の他部落學年毎に自治的に清掃を奉仕する児童あり。又毎早朝参拜し皇威宣揚皇軍將士の武運長久を祈願するものあり。
森戸神社	堀内	大山祇命	九月 八日	
御靈神社	長柄	大己貴命	八月三十一日	
森山神社	一色	櫛稲田媛命	八月二十一日	

兒童の生活調査事項 (別冊より一部抄録)

題年	生活事實、生活經驗の調査事項	題年	生活事實、生活經驗の調査事項
學年 第一節 長天二第(一尋)	<p>1 日本で一番偉いお方はどなたですか 2 日本をお治め下さるお方はどなたですか 3 天皇陛下のお宮を拜したことがありますか 4 宮城はどこにありますか 5 日本のお旗を何と申しますか 6 日本のお旗はどなたが立てますか 7 御用邸はどこにありますか 8 この町にはどんな宮家御別邸がありますか、どこにありますか</p>	學年 第三節 宮神大皇一十二第(三尋)	<p>1 神社に關して次の諸項調査 イ 境内で花木を折つたり魚鳥を捕へたこと ロ 境内に紙屑を汚損したこと ハ 境内に紙屑を散らしたこと ニ 他家の神棚の無禮 各家庭の神棚の掃除、遊拜の實踐の程度 神社參拜の時の氣持 神社の美化作業の時はどうするか</p>
學年 第五節 我が第一(五尋)	<p>1 我が國が世界に誇るべき事は何ですか 2 日本人として有難く思ふことは何か 3 國體に對してどんな考へを持つてゐなければならぬか 4 今までに我が國に就いて讀方や修身等にどんなことが出て來たか 5 五年生としての覺悟はどうか</p>	學年 第二節 華精の體國四第(二高)	<p>1 我が國の精華はどんな點か又それはどうして出來たのか 2 我が國體は外國の國體とどう違ふか 3 我が國體又は其の他我が國體の精華に寄與した人並に事蹟の調査 4 「教育の源流」とは何を御指し遊ばされたものと思ふか 5 今日自分達學校生活にどんなに現はれてゐるか 6 大正天皇 今上天皇御即位の勅語の最も有難いところはどこか 7 我が國體の精華に對して自分はどうしたらよいか</p>

四、詔勅、禮法

1 詔勅

「教育ニ關スル勅語」をはじめ御歴代の詔勅は、そのまゝ重要な國體教材であるから御垂示の内容は、各教材と聯關して謹解する事によつて會得せしめるだけでなく、心から詔勅を尊び尊嚴なる國體を重んじ御趣旨の休得體現に誠意精進するやう教授すべきである。

其の系統の概要(「詔勅教授系統案」参照)

○神勅

尋四以下 紀元節を中心祝祭日前後並びに關係教材教授に際し 天照大神は神勅を下し給ふて君臣の大義を定められたこと、悠久深遠な肇國の事實、天壤と與に窮りなく發展する萬邦無比の我が國體の極く大要につき學年相應に知らせる

尋五、六 奉讀大意暗誦修身國史の關係時間に毎時取扱ふ。

高等科 暗誦、暗寫、肇國精神の理會徹底

○教育ニ關スル勅語

尋一 勅語の尊嚴なる所以を知らせ、奉讀の折の作法を授けて奉尊の精神的態度を養ふ。

尋二 前學年の扱を稍々深化してその尊嚴なる所を應得させ、奉體の精神的態度を養ふと共に一面修身書はその御聖旨に基づいて成つてゐることを知らせる。

尋三 前學年の取扱を一層深化すると共に修身書に於いて學ぶものは、勅語の御趣旨であることを明かにし奉體の精神的態度を養ふ。併して聖句をはつきりと「父母ニ孝ニ」と簡明なるものは授ける。

尋四 傍訓による讀みを指導すると同時に教室(家庭)に於ける奉讀の作法を會得させる。併して内容的には稍々詳細に御趣旨を授けて、その尊嚴なる所以を一層明瞭にし奉尊の精神を深める。

尋五 奉讀は進めて傍訓なしで出來得るやうにし、修身書の要項に基き聖句を各課の教授要項と連絡して授け、以て御聖旨の大意を一層明らかにし奉體の態度を強くする。

尋六 暗誦をも出來得るやうにし、修身書の各課と前學年同様の連絡を圖つて、各聖句について細かに授けると共に本學年に於いては特に全体としての御趣旨を會得させ奉體の精神を一層深める。

高一、二讀方、暗誦、暗寫の完璧を期し、修身各課と緊密なる連絡に依り御趣旨の徹底を期し、一生の聖典として遵守する、心を確立する。

○戊申詔書

尋一、二 1「勅語」と同じに大切なる御教であることを知らせ奉尊の精神を養ふ。 2奉讀の際の作法演習。

3明治天皇が御下し遊ばされたこと。 4御聖旨を傳へて奉体の心を起させる。(程度別表)

尋三、四 1前學年のことを復習し、奉尊の心をたしかにする。 2日露戦争の後に、國民の守るべき道を御示しになつたものであるが、永遠に奉体すべき聖訓であること。 3知らすべき御聖旨の程度は(別表)に依る。

尋五、六 1戊申詔書といふ稱呼を授ける。 2「教育ニ關スル勅語」と共に永久に守るべき大切な道を示されたみことのものである。 3國運發展の道について特にお諭しになつたこと。 4御聖旨の程度は(別表)に依る。

高一 1巻頭の詔書によつて讀を授ける。 2奉讀の練習を毎修身時になし傍訓を離れて出來得るまでになす。 3大體教科書に依つて御聖旨を知らせる。 4教科書により、御聖旨と御聖旨について充分に理會せしめ、一層奉体の精神を高める。

高二 1前學年に授けたところを復習し「臣民ノ協翼ニ倚藉シテ」「朕カ旨ヲ體セヨ」と仰せられた大御心に感激せしめ、愈々奉体の誠を致させる。(解義別表) 2暗誦、暗寫の練習。 3教育勅語と共に一生の聖典として、奉尊、奉體の念を深からしめる。

○國民精神作興ニ關スル詔書

尋一、二 1勅語と同じに天皇陛下の御言葉であることを知らせ奉尊の心を起させる。 2作法の演習をする。

3大正天皇が御下し遊ばされたこと。 4聖旨を傳へ奉体の心を起させる。

尋三、四 1前學年のことを復習し奉尊の心を深める。 2大正十二年の大震災のあと國民の心がゆるんでゐる時に、もつとしつかりせよと仰せられたのであるが、何時までも忘れてはならない御教であることを知らせる。

3御聖旨のあるところを前學年より更に進めて、別表の通りの精神にて奉体の心構を確立する。

尋五、六 1「國民精神作興ニ關スル詔書」と、正しい稱呼を授ける。 2「教育勅語」「戊申詔書」と共に、我々臣民が遵守せねばならぬ大切な聖訓であること。 3御聖旨について授ける。

高一 1巻頭の詔書により直接に親しませ、傍訓によりて奉讀させる。之を毎修身時に練習する。

2視寫を時々課す。 3聖句の解義をなし御聖旨を明かにし、奉体の精神を一層深める。

高二

1「教育ニ關スル勅語」「戊申詔書」と交互に奉讀させる。 2視寫、暗寫をさせる。

3全文について御聖旨をうかゞはせ、表解、圖解等により御聖旨の概要なる所を拜察させ、奉体精神を深める。

○青少年學徒ニ賜ハリタル勅語
1昭和十四年五月二十二日にお下しになつたこと。 2學校の兒童(小學校許りでなく總ての學校)が日本を永遠に發展させて行く爲に特に守らねばならぬことを御訓になつたこと。 3「教育ニ關スル勅語」の取扱によつて充分培はれてゐる奉尊奉體の精神的態度を此の勅語に延長させること。 4別表要項による御聖旨を傳へる。

尋五 1「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」の稱呼を授け、傍訓により奉讀させ暗誦に至らしめる。 2「教育ニ關スル勅語」は國民全體が守るべき道であるが、この御訓は、現今多事なる時に當つて特に學校の兒童生徒が守るべき道であること。 3御聖旨を別表の如くにより概括的に傳へ、しかも具體的生活例により之を普遍し、奉答の道を深く考へさせ實踐躬行を圖る。

尋六 1奉讀、暗誦、暗寫を指導し、奉答の精神を強固ならしめ實踐躬行の態度を一層高める。

2御聖旨については、更に深く考へさせるため各段の大意と聖句の解義を別表の如く行ふ。

高一、二 1聖句の解義の一層徹底を圖り、更に今次の時局に當り心の持方を御諭し遊ばされ、「汝等青少年學徒ノ雙肩ニアリ」と仰せられたことについて深く感激させ、日常生活を反省させ奉答の誠を捧げさせる。

2三大詔勅と共に常に奉讀させ暗寫を徹底せしめる。 3御親閱情景、全國の記念事業について説話。

2禮法

古來我が國は「君子國」「禮の國」と稱せられ禮法、作法を重んじ上皇室をはじめ奉り、神社、佛閣、長上等に對する禮儀作法は最もよく行はれ又個人の日常生活に於ける禮の形式が複雑多様に實踐されて來た。然し今日の實生活に於いてはこの美はしい傳統が次第に失はれ萬事が形式に流れ、禮の根本精神が滅却され、事の本末が誤られつゝ在るやの感がある。國民學校教則案國民科修身の中に「禮法ノ實踐ヲ指導シ禮ノ精神ヲ會得セシムルト共ニ公衆道德ニツキテ適切ナル指導ヲナシ品位ノ向上ニカムベシ」とあるが、之によつて禮法に關する教授を一層重視してゐることがうかゞはれる。元來幼少なるものに課する修身は禮法がその主要な内容の一部をなすべきである。

祭政一致の我が國體に於いて御親政の一分岐にあづかる我等皇民は當然祭祀の實踐者でなければならぬ。神に對する祭の精神は人に對し、物に對して禮法となる。禮法は型を尊ぶが型によつて鍛へられるものは精神であることを忘れてはならない。我が校に於いては禮法教授系統案により修身書及び行事と連絡して教授し、精神、形式共に其の根本に培ひ皇民的性格の鍊成に精進努力してゐる。

○精神と起居動作とが常に一如の姿として具現されねばならない。○生活様式が如何に複雑化しても禮法は之を一貫するものに皇國の道を以てすること、即國體に基づき日本精神の本義に則り之に依つて皇國臣民たるの品格を高めねばならない。○下學年に於いて授けたるものは上學年に至るまで機會ある毎に其の修鍊につとめて其の習慣を固定せしめるやうにせねばならない。

五、教 授

1 教授方針

① 教授の態度

○修身教育の目的である日本特有の魂と態度の鍊成を常に忘れることなく教授者自身が先づ以て本然の自己に眼覺め國家民族に對する自己の重責を痛感し不斷の修業、道德的向上への努力をなし兒童の信頼信望を一身に擔ひ「徳化ニ俟ツ」ことを教授の根本要諦とする。○温き愛と親切とを以て教育愛に生きる。○教授者も兒童も道德を自己の當面の問題として考へ等しく修業の道連れとして同行の精進努力をする。○教授者は兒童の長所美點を探すことにつとめなければならぬ。賞讃と鼓舞とは兒童を活かし、導く最善の教法である。○日々に進みつゝある人のみ人を教育する資格あり。○教授者は常に若々しき潑刺たる心の持主でなければならぬ。

② 兒童の態度

○教師に對する眞實なる從順、信頼が兒童たるものの態度でなければならぬ。○兒童をして自己の尊嚴なることを自覺せしめる。

③ 教 授

○教授は「よい日本人」の鍊成を目指して國體に對する明確なる理解と鞏固なる信念とを有せしめる。○兒童の現實生活に基礎を置き、ある生活より出發してあるべき生活途を信條とする。○常に生きた教材を兒童生活に見出し學習に生氣と熱とを與へる。○教材に共鳴同感しその境遇に於いて渾心の力をこめて教授に當る。○あくまでも皇國の子供らしき道德を實現せしめる。○特殊具体全一的な教授をする。○兒童の生活調査、道德意識の調査は修身教育上の根基である。

④ 訓 練

○訓練は主として實行の道によつて本當の皇國民として正善なる習慣を養ふことを目的とし教授は主として理會の道によつて皇國民としての識見を養ふことを目的とするが、教育實際の上からは訓練は教授を伴ひ教授には訓練が附帯してゐて修身教授と訓練とは一体である。○教授者の思想、行爲中に教育の本領が發揮され徳化に俟つことを根本條件とする。○事上鍊磨と現場教授に努める。

(イ)低學年は愛護を主とし之に鍊磨を加へる。(ロ)中學年は愛護と鍊磨を相半ばにする。(ハ)高學年は鍊磨を主とする。

○學年に應じた自治自律的人格の陶冶に努める。○訓練の方法は漸進的系統的徹底的にする。○教育的生活環境の統整に努める。○校風と訓練 善良にして特色ある校風の樹立こそ訓育上重要なことである。○教育的環境

○非常時と訓練 國體觀念透徹具現の最良機會たるを以て國策に沿ふ諸施設を通して非常時訓練の徹底を期す。

2 國體教材教授上の注意點

國體の本義に基づく教育は各教科本來の使命を盡すことである。換言すれば其の教材の要旨を徹底せしめることであつてそれ以外にあるべき筈がない。然しながら直接國體觀念透徹具現に關係ある修身教材に關しては一層この明徴を期しつゝ修身の使命の達成に努めねばならない。上述の點よりその取扱ひについて注意すべきことは次の點である。

①日本肇國の理想を明らかにし我が國勢並びに國體の優秀なることを知らしめ、御歴代天皇の皇道一貫の政治と結びつけて天皇神位の國民的信仰を知らしめ忠君愛國の念を深からしめる。

②歴代天皇の詔書、宣命、御製等は夫は日本民族の使命から、小は一身一家の據り所に向つて大御心を傾け給ふものであ

るから特にその扱ひに注意をする。

- ③ 國家的行事、國民道德の徳目、國民的趣味等の歴史を重視し其の由來を知らしめ祖先を尊ぶ念を養ひ國民的情操の陶冶に努める。
- ④ 皇恩の無邊なる御事に就いては隨時之を謹話し大御心の宏大きに感激せしめる。
- ⑤ 國民文化の發達に寄與したる人物を重視し報國感謝の念を養ふ。
- ⑥ 家の觀念を明確にし之を擴充して敬神崇祖、尊皇愛國、至誠奉公の美風を發揮せしめる。
- ⑦ 教授者自らが題目に潛む國民的思想に透徹し國民的感情を体得せしめる。

第二章 國 史

一、國史教育の根基

1 國史教育の目標

小學校に於ける國史教育は如何なる信念の下になされねばならぬか。即ち我が光輝ある國史を通して東亞及世界の指導者たるべき偉大なる日本人をつくり上げずんばやまざる鞏固なる信念の下に行はれねばならぬ。更にこれを具體化すれば

▽皇室中心の日本國家を正しく理解し。▽此の國體を擁護する強い意志と。此の國體を宣揚する積極的な意圖を有し。▽日本國家の道德性を更に培養して。▽東亞並世界の指導者たるべき實踐力を有する日本國民を養成するにある。皇室中心と言ひ、國體宣揚と言ひ、日本國家の道德性と言ひ、皆これ「國體觀念に透徹して始めて、堅い意志ともなり、強き實踐力ともなる。故に國史教育の目的の歸一する所を求むるならば國體觀念の透徹を計り、其の具現を期するにある。從來やゝともすると、知識本位に偏し、史實の研究と其の詳細なる傳達を國史教育の大部分と考へ、兒童も亦史實の暗記を

以つて國史學習の殆ど全部と考へたる如き觀がある。

これは明治以後歐米文化思想の盛なる流入と共に、學術の自然科学的研究方法が國史の分野にも取入れられ、純粹知識の批判が極度に尊重せられ、唯々史料に重點を置き此、の史料に對して盛んに懷疑の刃を振り、或は疑ひ、或は抹消したりした。遠き祖先以來、國民教化の上に最も重要な役目をつとめて來た傳説中にも、其の出所明らかならず、として抹殺されたる如き例もあつた。國史教育者が歴史學者の態度を憧憬し、史實を微細に暗記せずば、國史教育は不可能と考へ、學者の態度をまねて、ひたすらに教材の研究に憂身をやつし、國史の大系より考察する時、不必要と考へらるゝ事まで知悉して、壇上に於て兒童の興味に乗つて教授を進め之を以て能事終れりと満足して居た觀があつた。

斯の如く徒らに史實の末に趨る故に只々兒童の負擔を重からしむるのみにて、國史本來の使命たる國民をして眞に日本國民たらしめる指導精神にまで尙手の届かぬことが多いのである。

國民學校案に於て國史は國民科の一科目として、我が國の歴史の概要を會得せしめ、皇國の歴史的使命を自覺せしむるにありとされてゐることをも合はせ考ふれば、國家の國史教育に要望する所は史實の細部にわたる暗記にあらずして、歴史的使命の自覺といふ體認體得によつて永遠に生活の指導根本原理となるべきものを植ゑつけなければならぬことを念として居るのである。

我々國史教育の任にあたるものば、宜しく思ひをこゝに致し、既にのべたるよい日本人を養成せんための一道に立ち、此の目標に向つて永遠の生命ある國史教育道に進進せねばならぬ。

2 國史を一貫する肇國の精神の把持體得

我が國史の中には、日本國をして眞に日本國たらしめ、史實をして眞に日本國史の史實たらしめてゐるところの肇國の大精神が古今を一貫して儼存してゐるのである。即ち國體の本義によれば、

「我が國史は肇國の大精神の一途の展開として今日に及んでゐる不退轉の歴史である。我が歴史には肇國の精神が儼存してゐて、それが彌々明らかになされて行くのであるから、國史の發展は即ち肇國の精神の開展であり。永遠の生命の創造發展となつてゐる。」

我が國に於ては肇國の大精神を基とせずしては歴史は理解せられない。我が國史には維新は見ることはあるが、革命は絶對

になく、肇國の精神は國史を貫いて連綿として今日に至り、而し更に明日を起す原動力となつてゐる。肇國の御精神は即ち 天照大神の神勅の御精神である。此の御精神は、御代御代の天皇の詔勅に一貫して拜せられるところであり、國史に顯れる改新或は維新は、皆此の大本に復ることによつて、よく正しきを顯す働きであり、而して民は常に此の大義に基いて、宏謨を翼賛し奉り光輝ある國史をなしたつたのである。

隨つて我が國史の事象は一つとして此の御精神に基づかぬものはない。即ち我が國史に於ては、國史は國體と終始し、國體の自己表現である。而も此の御精神は單に存在するといふことだけでなく、生々發展して現代生活の明日を起す根本指導精神となつてゐる。誠に國史が現代生活と一體となり、深い關係を有してゐるのは、此の精神が根本に一貫して流れてゐるためである。

かゝる日本の姿こそ我が國體本然の姿であり、我々の生活は國體と終始しつゝ日々發展の一途をたどりつゝ、日々の國史の一頁を開展しつゝあるのである。かゝる國史觀こそ、眞に國史教育者の持つべき根本の信念なのである。

3 歴史的使命の自覺と實踐

悠久二千六百年、此の時の流れの中に、現御神で在す 天皇は、肇國の御精神を御精神とせられて、惟神の大道をふませ給ひ、臣民亦其の道に隨順し奉り、以て今日に至つたのである。

我等はかゝる輝かしき國に生をうけ、かゝる忠良なる臣民の子孫として、悠久無限なる國史の流れの中に育ち、無限に發展する我が國史の一點に存在して、皇國隆昌の重責を擔ふものである。誠に其の存在たるや有意義にして、其の使命たるや重大である。

かゝる國體の中に我々は大きな歴史的使命を擔ひつゝ永遠の存在として生活してゐることを自覺することは即ち國體觀念の透徹であり、此の一生を皇國に捧げ、以て天業恢弘に翼賛し奉り、自己の責任を果さんとする行實即ち歴史的使命の實踐こそ國體觀念の具現に他ならぬものと信ずる。

二、國史教育に於ける教師の信念

國史教育の中心生命をなすものは、教師である。國史の教材は兒童の學習せざる間は「外なるもので」あり、眞に兒童の心の

中に理會せられたものではない。此の教材を如何に活用して、以て兒童の「内なるもの」として消化吸収せしめるかは、教師其の人の國史教育的力量によるものである。即ち教師其の人の國史に對する信念、識見、學力等が重大なる役割を演ずるのである。

清原貞雄博士は、歴史教育家論の中に、「歴史教育の成るも成らざるも、結局教育者其の人の如何に歸する。」と論じ、更に「國史が教育活動の全體から見て如何に重んぜらるゝ制度になつてゐようと、如何に立派な教科書が選ばれて居り、如何に設備が完全であらうとも、制度とか、教科書とか、設備とかを活かすも殺すも、結局はそれを運用する教師其の人の問題に歸する。國史教育は魂と魂との觸れ合ふ間に其の目的が達せられるのであつて、偉大な魂の保持者が常に偉大な教育者であつたことは今更其の實例を擧ぐるまでもない。」といひ、尙教師の性格として、

「教師自らが、先づ神武創業の大精神に透徹しなければならぬ。自ら先づ國體の根本義に徹せずして、どうして他人を化せしむることが出来ようか。教師にして、國體國史に對する認識が充分であるならば、如何に制度は不備であらうと如何に教科書が杜撰であらうと教育の効果は充分期待し得ると思ふのである。されば教師自身の不退轉の信念こそ、最も望ましいものである。而して、又望まじきは教師の不斷の進歩向上である。日々進みつゝある學生、生徒、兒童を導くには、教師も日々仲展し續けて居なければならぬ。世に史眼といふが究極する所それは人生觀を指すとも云ひ得る。歴史に對する眼とは、人生觀照眼識である。日に育ち行く兒童と日に月に進み行く時代の變遷の中に立つて、之を指導せんとするには、教師も亦時代と共に生々發展してゐなければならぬ。」

國體に對する認識、人生觀照の態度確立し而も、日々に深まり行くことによつて複雑多岐な歴史事實であらうとも、これに明瞭確實な取捨選擇を加へ得るであらうし、今までそのまゝ看過した史實に、新しい意味を見出すといふこともあるであらう。かくて始めて國史教育の方法に就いて右顧左眄するといふ様なことの無意義なのを知るであらうし、國史なるものが決し固定したものでなくて、時の流れと共に新しく、觀照する人の進歩と共に、より意義あるものとなる事がわかるであらうし、教育者自身の國史に對する興味や自信も更に進み行くと思ふのである。要するに、國史教育の方法は、國史教育の目的の確立によつて自然解決が付き、もとより方法論がないが詮する所、それは教育者自身の人の問題に歸するのである。一と述べ

我々は此の言を充分に味はふべきである。國史教育者としての重責名譽を痛感すると共に、自らを反省して人格の修養、學問の修得に意をいたし、特に國體については、透徹した認識を持ち信念と見識とを以て指導に當らねばならぬ。

三、國史教材の指導觀點

1 神話に關する教材

國體の精華は神代の昔に淵源してゐるのであつて、我國體を明徴にするには、此の神話教材は重要な位置を占めてゐる。神話の教育的價値は史實そのものではない。神話は史實を種々に修飾し、理想化して、今日に傳はつてゐる。史實を種々に修飾し理想化する其の中に、我々は古代の日本の姿、古代國民の精神を知ることが出来ると共に、それがまた現代の日本の姿であることを明らかに知ることが出来る。即ち現代の姿を古代に見ることが出来るのである。

我國土は神によつてつくられ、我が國が神によつて始められたといふことは、其の神聖尊嚴さに於て、其の永遠性に於て他國に類例を見ざるものである。而して、天皇は神にたまはれ、惟神の大道をふませられて臣民の上に臨ませられ、ひたすら皇祖の御精神を繼承遊ばされ、臣民は亦、永遠の昔は神であり、神代の昔より、天照大神を最高至上の神として絶対隨順の誠を捧げ、大神の御心を奉體して、皇孫に奉仕し奉つたといふ強い信念の下に、我が國が神國であるといふ動かすべからざる強い信仰を持ち來つた。神と人との和合の姿は神話の中に強くあらはれ、現御神でおはす、天皇に奉仕して天業を翼賛し奉る現在の皇國の姿そのまゝを神代に見ることが出来るのである。

古來我國民は自家の系圖を重視して、其の本を重んずる觀念が深い。而して、其の本をたづねることによつて、現御神に在す、天皇と一體の道を歩み來つた祖先の行績をたゞへ、かゝる祖先を持つことを誇りとし、其の道をあやまらざる子孫であるやうに絶えず自分を引きしめ來つたものである。神話を指導するに當つては以上の事柄をよく考へ

- ① 神話には日本の神國としての姿が明らかに示され。
- ② 神話にあらはれた日本國の姿は、亦現代日本の姿であるといふ信念の下に教授を進め。
- ③ 我國が悠遠の神代より始まり、面も悠久永遠に榮ゆる我が國の發展の流れの中に我々が生きてゐるといふ自覺と責任を持たせ。
- ④ 皇室の尊嚴なる所以を明らかにし。
- ⑤ 敬神崇祖の念を養成し。

⑥ 國體觀念を明徴にする。

といふ態度でなければならぬ。神話を科學的論理的に理解しようとしてもそれは不可能なことである。既に幾多の先人が種々の論理を立てようとして、何れも立つる能はざる程、悠久にして而も精神的なものである故、前記の精神を以て、強い信念の下に神話は神話として取扱はねばならぬ。

2 御代御代の天皇の鴻業に關する教材

御歴代天皇は、常に御親ら皇祖皇宗の神靈をおまつりになり、彌々皇祖皇宗と御一體とならせられ、惟神の大道によつて天業を経綸し給ふのである。即ち敬神の御精神は政の御精神と一つであると拜する。

又御歴代の天皇が、臣民を「おほみたから」とし、赤子と思召されて愛護し給ふ鴻大な愛民の大御心の程誠に申すもかしこく有難き極みである。此の敬神と愛民の大御心を以て肇國の御精神を御繼承遊ばされ、天業恢弘に日夜御盡瘁遊ばされる大御心に隨順して、天業を翼賛し奉る絶対皇室中心の態度を以て教授にあたらねばならぬ。

3 忠良賢哲の事蹟に關する教材

臣民の道は皇孫瓊瓊杵尊の降臨し給へる當時、多くの神々が奉仕せられた精神そのまゝに、億兆心を一にして、天皇に奉仕するところにある。此の忠君の精神こそ臣民の道の根本である。我國は皇室を宗家とする一大家族となつて發展して來たのであつて、皇室擁護皇運扶翼の精神は此の家族國家の隆昌繁榮に盡すことであり、忠君即愛國である。又現御神であらせられる、天皇に絶対奉仕する心は、忠であり、その奉仕の心は父祖の遺志なるが故に又孝となるのである。即ち日本臣民のすべての行動の根本は忠孝の道に歸し一本となるのである。

- ① 祖先が皇運扶翼の一念に徹して生活して來たこと。
- ② 忠君は日本臣民としての本分であること。
- ③ 祖先の偉業を繼承する責任ある我等であることを自覺すること。
- ④ かゝる日本國に生れた幸福と誇りを考へ、日々の生活に日本人らしさをあらはして行くこと。

かくして臣民の行實を通し皇國の歴史的使命の自覺を喚起し、その實踐に培つて行かねばならぬ。

4 文化に關する教材

日本の文化は、我が固有の文化を基として外來文化を攝取し醇化して發達して來たのである。其の文化の中には、肇國の精神が益々發揮せられ、いよ／＼日本的な新文化になつて行くのである。聖徳太子の外來文化に對する自主と包容の御態度、桓武天皇の勅令により支那より歸つて新佛敎を開いた最澄空海の如き皆國體を基として日本の新文化の建設に努力し國運の隆昌を助長したのである。明治の中葉以前は、歐米の文明を吸收して、以て國運の目覺ましき進展を遂げたのであるが、他國の文化を取入れて而して痛感することは、我國體の尊嚴さ輝かしき發展となつたのである。故に中葉以後益々國體は輝きを増し、國體と相容れざる文化は次第に影をひそめて、大正、昭和の輝かしき發展となつたのである。これ即ち自主性と包容性が發揮されて、文化を攝取し醇化して發達し、皇國の隆昌をもたらしめたのである。

日本の文化教材を授くるに當つては、此の自主性と包容性を強調し、文化にあらはれた肇國の精神を究明し、新日本文化創造の態度を養成することに努めなければならぬ。

5 諸外國との關係教材

日本と東亞並びに諸外國との歴史的關係を明らかにすることは重大なる事柄ではあるが、更に一步を進め、これ等に對して日本が如何なる使命を持つてゐるかを確認せしむることはより重大なる事である。

上に萬世一系の 天皇、皇祖の神勅を奉じて永遠に統治し給ひ、下忠良なる臣民、億兆一心、聖旨を奉體して、無窮に發展して行く我日本は、その尊嚴さに於て、その永遠性に於て、全く萬の國にすぐれた國である。

日本は他國と接觸する毎に益々其の偉大さを發揮するものである。我等は諸外國との關係教材に偏狹なる愛國心と自負心を抱かせることなく、より大なる立場に立つて、皇國の偉大なる姿を考へさせねばならぬ。

我が國は神代の昔から平和を愛好する國である。我が國が如何に東洋平和、世界平和の爲に盡力し、時には國運を培つても尚平和貢獻の爲に力を注いだかは國史の明らかに示すところである。而も現在此の爲に幾多の國難と戦ひつゝ、新東亞新秩序の建設に邁進してゐるのである。たとへ干戈に見ゆることはあつても、それは平和顯現の爲、眞に餘儀なくして發動された「荒魂」のはたらきであり、全く 神武天皇の御東幸の御精神と同じであつて、決して侵略、征服の武力行使ならざることを理解せしむるべきである。

これ亦外交方面にあらはれた肇國の御精神であり、「八紘を掩ひて宇となす」の御精神に外ならぬ。

今日支那事變が聖戰と稱されるのも此の一貫した精神のあらはれであり、其の大目的も亦、新東亞建設といふ根本的、永久的の平和招來への大なる營みである。

要は諸外國との歴史的關係を知らせ

- ①我國體の輝きは他國と接觸して益々其の光彩を放ち ②我國が平和顯現の爲に一貫した肇國の精神を以て東亞並に諸外國に對して來たことを知らせ ③世界平和、人類の福祉に貢獻せんとする、大國民としての態度を持し
- ④現下の非常時下に處するの覺悟を養ふことにつとめる。

四、國體觀念に關し特に留意すべき教材及教授事項 (一部抄録)

尋常小學國史	高等小學國史	教	授	要	項
一 天照大神	一 神代	皇室に關する事項	臣民の道に關する事項	文化に關する事項	諸外國との關係事項
二 神武天皇	二 神武天皇の御創業	陛下の御先祖。天照大神の御盛徳。三種の神器の神勅。天孫降臨の神國體の基	中臣氏。齋部氏。大伴氏。物部氏等の忠誠と天業翼贊の態度		
三 日本武尊	三 皇大神宮の御創立	御東幸の御即位の御禮。御崇徳。御即位の御禮。御崇徳。御即位の御禮。御崇徳。御即位の御禮。	國民の皇大神宮尊崇敬神崇祖の美風	神社建築。陵墓にあらはれた敬神崇祖の美風と古代文化の獨自性と創造力	
四 神功皇后	四 朝鮮半島の神功皇后の御出陣	仲哀天皇の御出陣後	武内宿禰以下皇軍將士の忠勇	學問工藝の攝取と文化の進展。我國古來の道と仁義、忠孝	任那日本府の御進軍の目的。平和招來
五 仁徳天皇	五 仁徳天皇の御仁慈	農事御獎勵			

六	聖德太子	六	佛敎の傳來 と美術工藝 の進歩	聖德太子の十七條憲法	佛敎に對する聖德太子 の自主と包容の御態度 留學生の遣唐使	聖德太子の自主外交の 御態度の圖書
七	大化の改 新	七	大化の改新 の制定 東地方の 開拓と朝鮮 半島の形勢	改新の内容と御稜威の 輝をなつて給ふ御徳	蘇我氏の無道。中臣鎌 足等の忠誠。阿部比羅 夫の勇壯なる遠征の日 本臣民としての態度	飲明天皇以後天智天皇 に至る御歴代天皇の御 盡力救済、和平招來の御
八	聖武天皇	八	聖武天皇の 崇奉の御趣 聖武天皇の御仁慈	名僧の行動、惡僧の反 清麻呂の國體觀念	文化の獨創性と發展 正倉院御物	
九	和氣清麻呂	九	和氣清麻呂の 佛敎	最澄、空海の佛敎に對 する自主的態度の輩 出、漢文學の隆盛の輩 私立の學校、學者の輩 出、漢文學の隆盛の輩		
一〇	桓武天皇	一〇	桓武天皇の 御遷都の大 御心	坂上田村麻呂の勇武 征夷大將軍の勅を拜し た感激と功績		
一一	最澄と空海	一一	最澄と空海の 佛敎革新の 大御心	藤原氏の榮華は臣民と しての度を越えたるこ と。攝政、關白の意義 道長の誠意、關白の意義 道長父子のわがま		
一二	菅原道真	一二	菅原道真の 榮華	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一三	榮華	一三	榮華	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一四	華原氏の榮華	一四	華原氏の榮華 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一五	平安時代の文化	一五	平安時代の文化 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一六	明徳天皇の崩御	一六	明徳天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一七	天智天皇の崩御	一七	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一八	天智天皇の崩御	一八	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
一九	天智天皇の崩御	一九	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二〇	天智天皇の崩御	二〇	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二一	天智天皇の崩御	二一	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二二	天智天皇の崩御	二二	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二三	天智天皇の崩御	二三	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二四	天智天皇の崩御	二四	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二五	天智天皇の崩御	二五	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二六	天智天皇の崩御	二六	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二七	天智天皇の崩御	二七	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二八	天智天皇の崩御	二八	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
二九	天智天皇の崩御	二九	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		
三〇	天智天皇の崩御	三〇	天智天皇の崩御 の御仁慈	國民の赤誠 國民の追慕 國民の追慕		

五、國史學習指導の要諦

1 教師の態度

教材の研究は個々の民實の細部にわたる研究も大切であるが、個々の史實の中に流れる一貫せる肇國の大精神が如何なる時代の様相となつて表現せられて居るかを把握得ることが最も重要なことである。

かかる研究をなして後、更に教材を觀する時、自ら教材の重點を明らかにせられ、指導の方法も立ち行くものである。而して此の重點と、それを徹底する方策とを考へ合はせ鞏固なる信念の下に、全生命を傾注して肇國の大精神究明に邁進せんとする態度が必要である。

2 教授上留意點

- 1 國體の眞の姿は史實の中に奥深く根強く流れて居るのであつて、單に皮相的な瞬間的な史實の取扱ひにては容易に兒童に理會せらるゝものではない。出來得る限り具體的に、直觀的に兒童の生活を通し、體驗を通して皇國の姿を理會せしむることが必要である。
- 2 皇室の御事に關する場合の教師、兒童の態度は常に端正嚴肅でなければならぬが、あまり張りつめた教授や、固くなり過ぎた指導は排さなければならぬ。肇國の精神の究明と言つても、終始絶叫し、感奮興起して教師一人の活動に終つては折角の意圖も其の半を失つてしまふ。諄々と説き、深く掘り下けて、皇室の姿を明らかにし、時には挿話も交へて、よ

五四	國民の覺悟	六〇	國民の覺悟	皇道精神の理會徹底 御神勅の御旨を御繼 承遊ばさるゝ大御心 敬神と愛民の大御心 皇位の尊嚴無比 國體の尊嚴無比	聖旨奉體 大御心に副ひ奉る態 國體の精華發揚	新日本文化創造の態度 新日本文化創造の態度 國體の精華を益々發 揮	東洋平和、世界平和 四海同胞の勅、滿洲帝 國承認、國際聯盟離脫 支那事變、新秩序の建設 新東亞、新秩序の建設 東洋平和、世界平和に 貢獻 支那事變の歴史的使命の 自覺と實踐 支那事變の處理 新東亞新秩序の建設
五三	今上天皇の即位	五八	今上天皇の即位	即位の大禮 朝見の御儀式の勅語 大變の御儀式 (國體の尊嚴無比)			
五二	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
五一	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
五〇	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四九	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四八	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四七	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四六	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四五	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四四	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四三	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四二	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四一	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四〇	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三九	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三八	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三七	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三六	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三五	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三四	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三三	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三二	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三一	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三〇	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二九	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二八	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二七	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二六	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二五	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二四	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二三	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二二	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二一	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二〇	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一九	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一八	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一七	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一六	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一五	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一四	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一三	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一二	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一一	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一〇	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
九	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
八	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
七	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
六	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
五	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
四	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
三	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
二	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			
一	大正天皇	五七	大正天皇の即位	御即位の禮 御即位の勅 御即位の勅 御即位の勅			

親護の倉移御事	保元平治の亂	源義家論行賞功	菅原道真の左遷
<p>護良親王は、尊氏に護言せられ、これにうたがひ、鎌倉に送られておしこめられたま</p>	<p>義朝は、平盛の御孫に、御孫重仁親王を御位にお</p>	<p>義家は、戦功のあつた者に、恩賞を與へられ</p>	<p>時平は、不平のあまり、道眞の事を天皇にお</p>
<p>れ護良親王は、尊氏に護言せられ、これにうたがひ、鎌倉に送られておしこめられたま</p>	<p>御位にお</p>	<p>削除</p>	<p>道眞が重く用ひられるのを見て、ねたみ</p>
<p>尊氏の官に上り、天皇の御事をおしこめられたま</p>	<p>御位にお</p>	<p>削除</p>	<p>舊書に、菅原道真の御事、御孫重仁親王を御位にお</p>

順徳天皇の御事	後醍醐天皇の御事	皇太子の御事	恒親王の御事	王親の御事	御親王の御事	三條天皇の御事	天長天皇の御事
<p>佐渡の島へ、開かせられた順徳天皇は、</p>	<p>御徒歩で、笠置をおのがれになつた。</p>	<p>御親王は、義朝らと共に</p>	<p>御親王は、義朝らと共に</p>	<p>御親王は、義朝らと共に</p>	<p>御親王は、義朝らと共に</p>	<p>御親王は、義朝らと共に</p>	<p>御親王は、義朝らと共に</p>
<p>これを佐渡の島へおき、なつた順徳上</p>	<p>御徒歩のまゝ笠置をお出ましになつた。</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>
<p>御食事を断つておかくれになつた事實は</p>	<p>御徒歩のまゝ笠置をお出ましになつた。</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>

② いやしくも天皇の聖明を掩ひ奉るやうな誤解を生じ易き敘述が修正若しくは省略されてゐる。

取扱上の注意

削除された趣旨を考へて絶対に、事柄を附加して説述すべきでない。

第三章 讀方

一、國語教育の使命

1 國語の力

我等の國語は如何なる力を有するであらうか。これを小學國語讀本卷九第二十八國語の力を、引用して考察することにした。

其の一 「我々は、一日たりとも、國語の力をかりずに生活する日はない。我々は、國語によつて話したり、考へたり、物事を學んだりして、日本人となるのである。國語こそは、まことに我々を育て、我々を教へてくれる大恩人なのである。」

其の二 「我が國は、神代このかた萬世一系の天皇をいただき、世界にたくひなき國體を成して、今日に進んで來たのであるが、我が國語もまた、國初以來繼續して現在に及んでゐる。だから、我が國語には祖先以來の感情、精神がとけこんでをり、さうして、それがまた今日の我々を結び付けて、國民として一身一體のやうにならしめてゐるのである。若し國語の力によらなかつたら、我々の心はどんなにばらばらになることであらう。して見ると、一旦緩急ある時、國をあげて國難におもむくのも、皇國のよろこびに、國をあげて萬歳を唱へるのも、一つには國語の力があづかつてゐるといはなければならぬ。」こゝには國民、國語の不可分關係が明らかに示されてゐる。國民團結の力、國語の力の歴史性とも云ひ得ると思ふ。かやうに國語によつてこそ眞に日本人としての思想、生活即ち日本的な見方、味はひ方（日本的性格）が育成せられるのである。

2 國語の特質

以上考察せし「國語の力」の根基をなすもの、それは、國語の特質である。以下國語の本質について考察することにする。

① 「言葉の思想」

言葉といふ語は、萬葉集に見える言葉である。日本の國は「言葉の幸はふ國」とある。而して又一方に「神乍ら言葉げせぬ國」と云ふ言葉がある。これは一見矛盾するが如く見えて、實は矛盾ではないのである。言に出せば必ず行すべきものであり、従つて行することの出来ない言は、みだりに言はないのである。かくして一旦言葉げする以上は、必ず行ふといふ思想である。かく言葉が行となり得る根柢には「まこと」が存する。「まこと」に満ちた言葉、即ち言葉であり、かゝる言葉なるが故に大いに働をもつのである。限りなく、強き力をもち、極みなく廣く通ずるものである。「まこと」には我があつてはならない。一切の我をすて、言ひ、又行ふところに「まこと」があり、「まこと」が輝くのである。かやうに精神と内容が關聯した言葉を尊重する行き方が古代からの言葉の思想である。従つて、國語教育の指導精神はこゝに根基をもたねばならぬ。

② 「敬語と國體觀念」

或る、日本語の研究に造詣深い一人外人が「日本人は一時間でも、二時間でも、主語を言はないで話することの出来る不思議な國語を有する。」といつたさうであるが、成程吾々の日常主語を反省して見ると、正にその通りである。人が家に尋ねて來る。その應對に「どなたですか。」「中村です。」と云つて、「あなたはどなたですか。」「私は中村です。」とは云はないのが普通である。かやうに一々主語を明示しなくても用をたすことの出来るのは、何によるかと云へば、敬語が豊富であるからである。即ち日本語では、自己に關する語には敬語を用ひず、他人に對する語には必ず敬語を用ひるからである。英文法では、命令文にのみ主語を省くのであるが、日本語では主語をつけなくて済む限りすべての場合云はないのが普通である。

「オトウサン、イッテマキリマス。」と云へば、行く者はその子である。それは「イッテマキリマス。」が敬語なることで明瞭である。日本人は公を主とし、私事は之に對する奉仕とするので、言語に於ても「わたくし」の自稱をつけなくつたのである。常に自己の動作に第一人稱をつけなくては、意味の通ぜぬ言語は、利己主義、個人主義即ち權利が義務かによらなければ行動しない民族の言語に限つてをり、日本語が、「一時間でも、二時間でも主語を云はずして談話が出来ると云はれるのは、公事を主とし、私事はあけて、之に奉仕する、皇室中心主義の國民性に基くものである。主語の省略も基國語の一大特色で、最もよく國民性の表はれてゐるのは、主語の省略と共に、敬語の潤澤なことである。主語の省略も基

く所は、敬語が潤澤にあることを理由とする。敬語の使用によつて、自他の區別が明瞭になり、ひいては主語をつける必要もなくなつたものである。

支那にも、西洋にも敬語はあるが、それは別に造られた語であつて、名詞であることを普通とし、日本のやうに深く文法構成の中に喰入つてゐるのではない。Eg. (彼)は皇帝にも用ひれば、乞食にも用ひられる。これは人間は平等であるとの觀念によるものであつて、日本人の用ひ得ぬ話法である。

日本の古典文學が外國語に譯されてゐるが、敬語だけは如何にしても、あらはし得ないと云はれてゐる。されば、その文の筋は理解出来ても、眞の面白さ、精神は到底理解することは出来ない。同様にして、外國人が日本を研究しようとしても、外國語の文獻によつてでは、眞の日本を理解することは出来ない譯で、眞の日本の姿を知るには、どうしても日本語によらなければならぬ。

國語は國民の精神的血液であり、國語には國民性がそのまゝに現はれてゐるのである。而して我が國に於て國民性の最も顯著にあらはれたものは敬語である。

かゝる見地に立つて、國語讀本中に敬語が如何に使用されてゐるかを明らかにし、その指導の具體化を工夫し、敬語による國體觀念透徹を圖るものである。

二、國語教育の正しい方向

叙上の事項によつて、國語教育の進むべき方向、指導精神は自ら明らかになつたと思ふ。即ち國語により、國民精神を涵養し、國體に對する信念を鞏固ならしめ、以て皇國の道に歸一させることである。これは、そのまゝ來年度より實施される國民學校案の指導精神と合一するものである。本校研究問題たる「國體觀念の透徹具現に關する研究」もこの國語教育の使命に向つて精進することによつて果されるものと確信する。左に國民學校國語讀方(案)の目的體系を示せば

鞏固なる國體觀念・國民精神の涵養・國民的思考の感動を通じ、讀解力發表力、正しく讀む力、正しく話す力、正しく書く力
(皇道の履踐) ↑ (國語の體認) ↑ (國語力の養成) ↑ (國語の習得)

三、國語教材の考察

1 國體觀念の透徹具現に關する國語教材

前述の如く、國體觀念の透徹具現を圖ることは、國民教育の歸一である。この國體觀念に培ふ根基である國民精神の諸相が如何に國語讀本中に表現されてあるか、こゝに全卷に亘つて、分類考察して見ることにする。

① 國體の淵源に關する教材

國びき(卷三の十一) 天の岩屋(卷五の一) 八岐のをろち(卷五の五) 少彦名のみこと(卷五の十三)
天孫(卷五の二十一) 二つの玉(卷五の二十五) 皇國の姿(卷十一の十一)

さて、讀本の教材體系に於て、韻文、生活文、説話文の三部立を以て、その編纂原理としてゐることは、既に常識となつてゐるが、この三部立教材のうち、説話文に於ては、上代文獻を始めとし、過去の文學作品を典據としてゐるものが、その中心教材をなし、その量に於ても相當多數に及んでゐる。その原典からの取材範圍も極めて廣汎に亘り、日本文學史上主なる作品の殆どすべてに及んでゐる。これによつて、優れた日本精神文學の跡を歴史的に辿らしめ、日本精神の自覺を深くし、その力を充實して、兒童を優れた皇國民に鍊成しようと思圖するものと思はれる。さればかゝる教育的意圖を有する説話文を正しく指導し、我等の傳統精神を民族的國家的に更によりよく陶冶してゆくことは、國體意識の鞏固なる信念に培はねばならぬ現時局下に於て、特に必要なことである。こゝではかゝる説話教材體系中の卷五に於ける神話教材に就いて「それが讀本全教材體系中」如何なる地位を占めるものであるか、そしてそれが兒童に如何なる効果をあたへるものであるか、その教育的意義は如何なるものであるかに就いて考察して見たい。

説話教材は之を學年的發展より考察すれば、大體童話、寓話、傳説、神話、歴史譚の順に展開してゐる。即ち卷一、二が童話、寓話、卷三に於て一部傳説神話に展開、卷四に至つて傳説に移り、卷五神話、卷六以下歴史物語、事實物語となつてゐる。之を神話を中心として見れば、童話、寓話、傳説の如き多分に架空的性質を含むものが神話より以前に提出され歴史的现实の性質を有する歴史物語等は神話の後に展開してゐる。即ち日本の傳説、童話より史話への橋渡の地位を占めるものであり、心理的には理性的黎明期に適應させたものである。

次に尋三兒童に神話を主題とした教材を興へた理由について考へて見たい。兒童の理性は三年になると漸く成長して最早や架空的想像の世界に止まらず、次第に現實的なものに興味を持つ時期である。空想的童話より現實的な歴史説傳へ、兒童の興味が移つて行く過度期が尋三の初期である。空想に満足しない、といつてまだ超現實のものを求めるといふのが尋三兒童の姿である。ちやうど神話はこの時代の子供の興味を満足させる最も適當な説話であるといふことが出来る。神話が原始民族の幼稚な心理の所産であることは云ふまでもない。原始民族、それは我々の祖先である。神話には我々祖先の一切の精神生活が含まれてゐるのである。我々が今日の精神文學を有するに至るまでには神話的階段を必ず通つて来たといふ事實は、神話と教育との關係を思考するに當つて先づ第一に考へねばならぬ點だと思ふ。兒童の心身發達は、民族の歴史的發展と約語的に繰返すとは原則として承認出来よう。動物的な衝動生活より始まることは民族も個體も共に同じであり、生活の無律は他律に進み、他律は自律の域に到達するのである。古代民族が自然の偉大な現象に驚きの目を墮つた如く、個體生長の途中に於て、天地の靈妙な運行や現象に奇異を感じる時代である。よつて神話を解することの出来る時に適當な神話を興へる事は、古代日本人の考へた如く考へさせ、感じた如く感じさせることであつて、精神の完全な發達を圖る上から最も適切な方法であるといへると思ふ。次に神話の持つ教育的意義を考へて見たい。神話は民族の理想を具體化したものであつて、他國の神話に見ることの出来ない特色を有してゐる。神話を保有する古事記や日本書紀が神典と稱せられるまでに尊重される理由は、かゝる書物の神話の中に古代日本人の持つた精神活動の一切が凝結せられてをり、それが後世發達する日本民族精神の出發點となり、基礎となつてゐるからである。特に日本神話が教育的に重要視される理由は、日本の歴史は神話に始まつてゐるからである。天孫降臨は神代の出來事であるが、之の意義を理解せずしては日本の國體を解することも日本の歴史を解することも出来ない。神話の理想そのまゝが現代に生き、未來永劫に日本の政治や文化を指導して行くのが日本歴史の特長である。神話のすべてが、我が國體を中心として組織的に創造發展してゐるもので、全體に光明的であり、積極的な民族意識の現はれてゐることは他國の神話にその比を見ない。よつて神話を兒童に與へることは、民族の意志、感情及び思想を直接的にあたへることであり、兒童は讀むことによつて、無意識の中に民族独自の精神を體得し、蓄積して行くことになる。つまり神話を古代人の思想感情の寶庫と見る時國語教材として價値を生ずるのである。歴史的教材事實物語教材、其の他國民的教材の筆頭に立ち、又それ等教材の原郷を語るものとして重

要なる教育的價値を有するのである。

② 天皇の御稜威（皇室の尊嚴）を示せる教材

神武天皇（卷六の一） 日本武尊（卷六の六） 軍旗（卷六の十一） 大演習（卷八の九） 日本海海戦（卷十一の十）
征伐といふ語は古語で「ことむく」といふが、ことは、事依すなどの事に同じであり、むくとは此方へ向はせる、即ち歸服させるといふことである。討ち平げるといふも服従させることに本義があつて、力を以て抑へ、暴を以て服せしむることではなく、徳を以て従はせることを云ふのである。力を以て民を従はせる霸道に非ずして、天祖の御血統をつがせられる。天皇が徳を以て、御政治あそばされる皇道であることを明かにせねばならない。

③ 御聖徳、皇室の御仁慈を示せる教材

神武天皇（卷六の一） 神風（卷六の十） 明治神宮（卷十の一） 水師營の會見（卷十の十五）
雪の山（卷十の十七） 玉のひびき（卷十二の一） ほまれの記事（卷十二の十四）
神勅の精神に則り、萬世一系の皇位を踐ませられた。天皇は、徳を以て民にのぞませたまひ、御身に代へて國事を御軫念遊ばされる。臣下として、天皇の國事御精勵の程は拜し奉るに誠にかしこき極み、ひたすら恐懼し奉る外はない。諸外國の皇室、皇族は道徳的に治外法權的存在であることを常とするが、我が皇室は國民の師表として臨ませ給ひ、天皇御自身御身を以て國民を御導きになる。これ實に我が國にのみあるところで、こゝに「大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ」なる滅私奉公の精神が自ら湧き出づるのである。本教材にもられたる、國民を赤子の如くあはれみ給ふ御心、國事を憂ひ給ひ國務にはげませ給ふ君民相和の實相を讀み取らせねばならぬ。

④ 國民性の顯著に發揮せられたる教材

國民活動の指標は我が國體にあるが、活動の原動力となるものは國民性である。國民活動の集積である國民文化には全く國民性が表現されてゐるから、國語の表現にも又國民性があらはれてゐるのである。讀本の編纂主題を表現した多くの説話教材は殆ど國民活動を記したものであるから、之を考察することに「よつて、具體的に我が國民性を把握出来ると思ふ。讀本説話教材中より特に國民性が顯著に現はれてゐる課を選びその活動に表現された國民性を區分して見ると別表の如きものを得た。

國民性	忠	義	武勇	孝	親の愛	貞節	兄弟愛	質素	工夫	責任
卷六	千早城東郷元帥		日本武尊神風							
卷七	錦の御旗	木下藤吉郎 安倍川のわたし			乃木大將の幼年時代	弟橋姫		乃木大將の幼年時代		
卷八	廣瀬中佐		ひよどり越扇的弓流し 萬壽姫						自動織機	
卷九	橋中佐	松平信綱の幼時 三日月の影 八幡太郎 持重			松下禪尼	馬ぞろへ		松下禪尼	飛行機の發明	
卷十	足助次郎重範 水兵の母	國法の大慈悲	足助次郎重範 水兵の母 雨の養老 水兵の母		母の力	久田船長	母の力	柿の色	久田船長 稲むらの火	
卷十一	日本海海戦	鐵眼の一切經								
卷十二	鳥居勝商 白州燈臺					靜寛院宮		黄瀬川の對面	關孝和 白州燈臺	

⑤ 國家發展（皇國の生成）の姿を示す教材

卷三の「國びき」に於て、早くも日本の發展が神の御力によることを暗示してゐる。そしてその發展は「神と人和らぎむつび」「かしこしやむすびの御業」として無窮に進展するのである。「國びき」の一篇は、既述の如く神話の最初の教材として出されたものである。之によつて兒童は如何なる神の概念を得るであらうか。この神話に表現された日本の發達をどう見るであらうか。教材に現はれた思想を吟味して見ると、日本の國は

- 1 神のお力によつてひろくなつて行くこと。
- 2 日本は、あまつた土地をあはせて、ひろくなつて來たこと。

とすることが出来るのであらう。

我が國の發展が神の加護によるものであるとの根本思想は「神風」及び「日本海々戰」に於て最もよくあらはれてゐる。國家の發達は戰爭によるばかりではない。平時に於ては文化的に進むのであるが、こゝでは國家勢力の海外發展のみについて教材を見ることにする。

ホノル、の一日（卷八の二十一） アメリカだより（卷九の十二） 南洋だより（卷十の六） 南極海に鯨を追ふ（卷十の十八） あじあに乗りて（卷十の二十六） 歐洲航路（卷十一の二十二） 歐洲めぐり（卷十二の十八）

以上七教材中、とくに注意をするのは「南極海に鯨を追ふ」以下の四教材である。此の教材には、日本が現に發展しつつあり、將來如何にしても發展せねばならぬ南と西南及大陸發展が描かれてゐる。しかし惜むらくは支那大陸に於ける日本の文化的産業的勢力の進出が如實に示されてゐる教材がないことである。國民學校案國民科國語讀本に於ては、かゝる教材が必ずや重要な位置を占めるやうになるものと期待する。

これら七教材を要約すれば、日本は、軍事的に外國の侮を受けず、産業に、文化に、世界的水準に達し、名實共に東亞の盟主たるの地位を占める迄に進展して來たが、これらは皆、神の加護によつたもので、生成發展する日本精神の具現されてゐるものである。

6 敬神に關する教材

參宮だより（卷五の二） 祭に招く（卷六の二） 村祭（卷六の三） 縁日（卷七の十） 明治神宮（卷十の一）

神に對する敬虔の念は、古來より家庭生活に深く喰入つた傳統的國俗であつて、この精神の涵養は教育上重大な意識を有することは申すまでもないことである。神佛を敬ふは報本反始の義であつて、國體を知り、國體を敬重するものこゝから養はれる。又神を敬ふは、意を誠にする本である。神の照覽を忘れぬ限りは詐りをなすことは出來ない。正直は神の教の第一であり、敬神の念、即ち清明心である。神の威靈を信するやうに習慣づけられた者はむごいことは仕兼ねるやうになる。總ての物を粗末にすることの出來ぬ心持が養はれる。我が國の思想は古より國土、山海、草木等に至るまで單なる物質と見てゐない。かうした敬虔の心、やさしい心、感恩の心がさうさせて來たのである。故に幼少から敬神の念を養ふは、國家教育の立場より最も大切なることの一つである。教材の排列上より見ても卷五の神話「天の岩屋」の次に「參宮だより」が置かれ、理性にめざめて來た尋三兒童の皇民的素地に培ふべく用意されてゐる。

7 國民素質の優秀性を示す教材

偉人、英雄、傑士は國民の寶である。後世の國民は先輩の偉大なる業跡に鑑みることによつて國民的使命を自覺し、奮起し國運の發展に一身を捧げる決意を持つに至る。讀本教材には忠臣、英雄のみに偏することなく、文化的偉人が極めて多く描かれてをり、國民精神を涵養するところも又極めて多いと思はれる。試に教材に現れた國民的偉人を分類して見る。

- (1) 忠臣 楠木正成、足助次郎重範、村上義光、東郷元帥、乃木大將、廣瀬中佐、橋中佐
- (2) 義士 鳥居勝商、山中鹿之介、大石良雄
- (3) 勇士 藤原保昌、源義家、那須餘一
- (4) 科學者 二宮忠八、豊田佐吉
- (5) 文學者 大伴家持、柿本人麿、山部赤人、山上憶良、紫式部
- (6) 學者 徳川光圀、加茂真淵、本居宣長、關孝和
- (7) 義人 鉄眼、岩松助左衛門、久川船長、庄屋五兵衛
- (8) 藝術家 雪舟、柿右衛門

讀本の特徴は(6)以下(7)に至る文化的偉人を紹介した點にあると思ふ。國民に偉人が多く輩出するのは、その國民の素質の優秀性を證明するものである。從來の日本人は武勇にすぐれ、忠君愛國の國民であつたことは知られてゐるが、文化的偉人を出したことは多くかへりみられてゐなかつた。日本人の素質の優秀性は日本在來の文化を知ることによつて明かにされる筈であつたが、明治以來の外國物質文化に心酔したため、誇るべき自國文化には一顧も與へられず無批判に忘れられて來た。今や新東亞の指導的地位に立つべき國民に自國文化の優秀性を自覺せしむることは、尊嚴なる國體觀念を強化すべき立場より見る時、重大なる役割をなすと思ふ。

8 國民文化の優秀性を示す教材

讀本によつて兒童に紹介せられたる國民文化

- 源氏物語(卷十一の四) 古事記(卷十一の十二) 萬葉集(卷十二の十五) 和歌、俳句(卷九以下各卷)
 - 法隆寺(卷十一の五) 姫路城(卷十二の十) 機械、自動織機(卷八の十四) 數學、和算(關孝和)(卷十二の二十三)
- こゝにあげた教材はいづれも舊讀本になかつたものである。かつては外國讀本の直譯に始まつた國語讀本も昭和の聖代になつてかゝる内容をそなへるに至つたことは社會風潮の日本の自覺を反映して、之等の文化が如何に時局下の國民にとつ

て大切であるかを證するものである。國運を永世に維持せむとするには、今後といへども外國文化を輸入して之を消化せねばならぬが、これには日本固有の文化の優秀なことを自覺してとり入れることが望ましい。

9 國土美を示す教材

大自然の精神に及ぼす影響の大なることは云ふまでもないことであるが、とくに國土美に恵まれた我が國民は、最も深い影響を受けてゐる。我々の日常生活を見る時、その住居に、衣服に、又食物に眞に自然と和せる民族と云ひ得る。更に自然感を中心として發展し來れる日本文學を見る時、世界に於ける最も自然を愛好する國民と云ふても過言でない。我が國は伊邪那岐、伊邪那美の二神の修理固成により今日に至つたものであり、我が民族はこの大八洲に定住し來つたのである。こゝに我が國民の自然愛好郷土愛好の根基があるのである。

- 春の雨(卷六の二十三) 春の夜(卷九の二) 早春(卷八の二十五) 秋(卷十一の二十五) 冬の月(卷十の二十)
- 初冬二題(卷十二の十二) 以上は詩の中、季節感を主題とし之を正面からうたつたもの、
- 夏の午後(卷五の八) 晚秋(卷八の八) 秋のおとづれ(卷九の二十二) 春淺し(卷十二の十三)
- 雪國の春(卷十二の二十五) 吉野山(卷十一の一) 京都(卷十一の三) 奈良(卷十二の十六) 以上は散文中のもの

10 國語の愛護を示せる教材
國家に於ける國語の價値は、國民の意志疏通の如き方便的存在のみでなく、國民精神自體として、國家的價値を有するものであることは、既に「國語の力」「特質」の項に於て述べた通りである。故に國語教育に於て讀みに熟達させると共に讀みの對象たる國語、國文を尊敬し、愛護する精神を養ふは當然のことである。こゝに着眼せる國語讀本は、注目すべき四教材を提出してゐる。

- 源氏物語(卷十一) 古事記の話(卷十一) 萬葉集(卷十二) 國語の力(卷九)

その中三は古典教材を以て呼ばれる國民文學を紹介する教材であり、一は國語の力と價値とを闡明にする教材である。古典教材を知ること、國民にとつて國民精神の母胎に入ることである。即ち「古事記の話」に示される「古語には我が古代國民の精神がとけ込んでゐる」の一節によつて明かな如く、古典は我々祖先の魂の結晶なのである。古文、古語の紹介は簡單にして意を盡さぬ嫌はあるも、皇民として成長し行く兒童に與へる影響は大なることと思ふ。これら古代人の思考

感動のもられた古典によつて國民精神は確と培はれ、更に國語に對する尊敬と、愛護の精神を抱くに至るものと確信する「國語の力」につきては前述せるにより省略する。

II 國防精神を強調せる教材

國民精神は、國家の安危に關する戰爭によつて最も緊張する。我が國が今日東亞の盟主たる地位を獲得しつゝあるのも明治以來の幾多の戰爭に勝利を占めたからである。戰を忘れず不斷に緊張した國は盛になり、安逸をむさばり、戰を恐れる國家が次第に衰亡に赴くことは歴史の教へる所であり、且又現在國際情勢の變化が證明してゐる。

戰は悲しむべきことではあるが、恐るべきものではない。正義のため、國家の存立のため、止むなく抜いた劍なれば、所期の目的を達成するまでは斷じて鞘に收めてはならない。教育はもとより皇民の鍊成を目的とするものであるから、國家非常時局の際にはその任務遂行のために充分な機能を發揮して協力せねばならない。小學國語讀本は滿洲事變後に誕生し國家百年の大計たる東亞新秩序建設段階の支那事變最中（昭和十三年八月）に完成したものである。國民精神の最高潮を要する時、かゝる教材は大いに重視せねばならぬ。國防精神の旺盛なる教材として

日本海海戰（卷十一の十） 橋中佐（卷九の二十七） 空中戰（卷十一の二十七） 機械化部隊（卷十二の十三）
はまれの記章（卷十二の十四）

いづれの教材も、我が國民特有の國家意識を信念とした生々しい國防精神が如實に表現されてゐる。かゝる教材が生長し行く兒童に皇國民としての根基の大なるものを培つてくれるのである。

二、本校兒童の國語的環境

1 揭示による指導

國語學習により習得せし讀解力、發表力を生活化、實用化の場に於て一層の鍊磨をなすため、兒童の力になつた文（生活文時局談、感想等）を中心として揭示す。

2 兒童の讀物指導

讀物が如何に兒童の精神生活に大いなる影響を及すかについては今更こゝに多言を要さぬ問題であるから省略することとす

本校兒童の讀物の實狀を調査せし結果、相當に購讀はされてゐるが、その讀物内容にはすくなくからず俗悪なものを發見出來次代皇民鍊成の立場より考ふれば、ここにも教育上重大なる領野のあることを痛感させられるのである。よつて本校に於ては文部省の推薦兒童讀物中より適當なる書物を選び、揭示と關聯せしめ讀物指導に當つてゐる。その一部分を紹介すれば

- 低學年向讀物 ムラノコドモ 武井武夫編 四十錢。ノリモノチシキ 武井武夫編 四十錢。カタカナ童話集 坪中讓治著 一圓
- 中學年向 日の丸の下に 武田雪夫著 一圓。 將兵を泣かせた軍馬、軍犬武動物語 上澤謙二著 一圓二十錢
- 高學年向 國の護り 福永恭助著 一圓五十錢。 軍神西住戰車長 講談社 一圓。 陸の荒鷲 西原勝著 一圓三十錢
- 3 家庭遊戲の指導
皇道カルタの作製

五十音順に兒童の協力作業により興國標語を作製、これを「カルタ」式に編成、家庭遊戲の一方法として指導、以て興亞新秩序建設に對する認識を深め國體觀念の信念化を圖る。

二、三の作例を示せば

- | | | |
|----------------|----------------|-------------------|
| 低學年 | 中學年 | 高學年 |
| (イ) サマシイ日本人 | (い) つでも正しい日本人 | (何) 時も元氣で御奉公 |
| (ウ) マミノツタキヘイタイ | (う) んどがんばれば少國民 | (海) 山の幸は豊富で住みよい御國 |

五、國體觀念の透徹具現に資する教材の取扱

前述の國體觀念透徹具現に資する教材につき、その表現せられたる精神内容を述べたので、こゝでは其の教材より國體觀念の強調せられたるものを選び、その取扱を述べることにする。

1 天孫（卷五、二十一）神話教材

① 要説、本巻頭に「第一、天の岩屋」ついで「第五、八岐のおろち」「第十三、少彦名のみこと」次に本教材「天孫」を物語つて、我が國の國土及建國の精神を系統的に説話し、理會せしめようとしてゐる。この天孫降臨神話は、日本開闢神

話中最も重大な意義を持つ神話で、我が國体及び精神を示した森嚴崇高なる場面である。即ち本課は日本書紀を基に古事記を参考として、平明にして且神話の嚴肅味を失はず、原文の持つ適當のユーモアも織り交ぜつゝ、劇的場面を生じて兒童に興味の中に明らかなる國體觀念を植ゑつけようとする意圖されるのである。

② 取扱上の留意點

常に神話體系中の一教材たることを念頭に置いて取扱ひ、兒童をして、その體系を正しく、強く、體得せしむることが大切である。尙本年度の修正國史教科書はその神話教材を簡略にし讀本の神話教材によつて補充すると云ふことである。こゝに讀本の神話教材はその教育的地位を一層高められたのである。故に「天孫」を中心とする卷五の神話教材は話方教材としても是非充分に取扱ひ、其の體系を明かにし、全兒童が語り得るまでにしたいものである。更に劇化、紙芝居化等その發展的取扱の工夫されることが望ましいことであるが、何れの取扱に於ても其の尊嚴性をきづつけぬやうに充分考慮せねばならない。

其の取扱の態度としては、童話、傳説の延長として専らお話の興味を汲ませる程度で満足すべきであつて、教材面そのまゝの姿を讀ませればよいのである。心理的に理智の黎明期である此の時代の兒童には神話に對する疑問を懐く者がよくあるが、かうした兒童の取扱は決して高壓的に出てはならない。「昔の神様のお話だから不思議なこともあるのです。」と云つた様な調子で、他生への影響も充分考慮し、指導せねばならない。

一指導者として、何れの教材に對しても、さうでなければならぬが、特に神話教材に對しては、神祕的な不思議な物語中に如何なる國家的感情がこもつてゐるか云ふことを確實に把握して置かねばならない。

教材中の神勅の御精神を口語文にうつすに非常な苦心をされた編纂者の精神、即ち「我が子孫」「治むべき國」「汝」「われ」の如き文語をかりて來なければならなかつた點、かうした所に指導者は充分の考を致さねばならぬと思ふ。これは神勅の尊嚴性を保たしめる上から、如何にしてもすべてを現代語化することが出来なかつたもので、其の取扱に當つて神勅の語感から來る尊嚴性を味はしめることが必要である。

教材中、特に「天の岩屋」と連絡を圖り、天照大神の御高德を仰がしめ、教材中の「天照大神のお言葉通りに、日本の國をお治めになりました。」の内容を兒童の實生活面と結びつけ、肇國の宏遠にして尊嚴なることをつかませたい。

本課で特に氣のつくことは敬語が多く用ひられてゐることである。既に「國語の特質」の項に於て述べた如く國體の尊嚴性は敬語に最もよく現はれ、又それによらなければ現し得ないのである。故に本課指導の力點の一として敬語使用の習練は大いに重視されねばならない。

朗讀より來る音感とその教材精神の體認に影響することは輕視出來ないことの一である。特に本教材取扱に當つて、此の音感により其の尊嚴性を感得させるやうに朗讀指導を致さねばならない。

2 皇國の姿(卷十一、十一) 韻文教材

① 要説 本詩は皇國民の信仰、信念を叙したもので我が古代思想に基づいて神、人の和がのべられてゐる。神勅によつて神、人が永久に結ばれてゐる我が國には、西洋神話に見るやうな神、人の不和鬭争といふものが絶對に存しない。従つて人類の進歩發展は、西洋寓話の如く宿命的に罪惡と觀せられた智慧に基づくのでなく、總べて「産靈」の御業と觀する所に我が獨得無比な神人觀がある。かゝる信念をもつて指導に當り既習の神話事實は本課に於て國民的信仰、信念にまで高めなければならぬ。

② 取扱上の留意點

指導に當つて第一に考へねばならぬことは「教材を子供の生活と如何に結びつけるか。」と云ふ點である。特に本教材については子供の現在有する經驗と此の教材との連絡を如何につけるかと云ふことによつて取扱上の困難の大半は解消されると思ふ。その結びつけ方に二つの方面が考へられる。一は既習教材と結びつけること、こゝでは前課の「日本海海戦」及「瀬戸内海」等と結びつけることが最も手近である。他の一面は現在の兒童の生活に結びつけることである。本教材に書かれてあることは、古代の精神が書かれてゐると云ふ風に一應は考へられるが、それは現在に於ても生きてゐる精神である。かうした考へを兒童にもたせることが必要である。かくすることによつて教材と兒童との心的障壁が除去され、眞に自分の勉學であると云ふ自覺に立ち、學習意欲が旺盛となるものと思ふ。

本教材が如何なる教材群の一であるかを確認することが必要であり、又この時代の兒童にはかうした眼を開かせ常に緊張を保つて學習する態をつけることが大切である。教材中の位置を示せば

卷四、五の神話教材、卷九「國語の力」、卷十「御民われ」、卷十一「瀬戸内海」「日本海海戦」「皇國の姿」

「古事記の話」「松阪の一夜」「日本刀」
 本教材は全體が五、七のリズムで、萬葉調の極めて莊重な句法である。故にその朗讀に當つては言葉に現れる音感、語感に對して充分考慮されなければならない。即ちリズムに於てさういふ感じであるのを、さらに内容の意義と聯關せしめて考へさせなければならぬ。國民科國語教則案の中に「國民的思考感動ヲ通ジテ國民精神ヲ涵養シ」と云ふことが示されてあるが、本教材は最もこの趣旨を満足させるに足る教材である。内にこもるものは上代から今日まで現實に於ても感ずることの出来る思考的のものであると同時に、それに着せた衣(表現形式や言葉)の上に感動の力をもつてゐる。かやうに思考と感動とが充分に密接な聯絡を保つてゐる點を指導に當つて生かさなければならぬ。尙本教材を通して兒童に將來皇國民としての生活力を附與することが、眞の國民精神の涵養であり、國體觀念の透徹具現された姿であると思ふ。

第一聯の神勅については天孫(卷九)及び國史上卷の神勅と比較させ、その語義を明かにし、萬世に亘つての不動の部面と、生成發展の部面の御精神をつかませる。第二聯、神人の和の具現面を既習關係教材の上に求めさせ確認せしむ。第三聯、人の世の力の具現面として既習關係教材、滿洲國の誕生、新東亞の建設等を考させ、それ等がすべて「むすび」の御業であることを歸一させる。「かしこしや、産靈の御業」の「や」にこもる國民的感動にふれさせることが大切である。

第四章 地 理

一、國體觀念養成よりみたる地理科の使命

國民學校教則案の趣旨を重んじて教授するのは論を俟たないが、特に「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」の御聖旨に従つて勅語中の「中外ノ時勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ」を以て骨子とし、特に左の諸項に留意し、熱烈な愛國心の育成につとめる。

- 1 我が國土の正しい地理的認識を得させ、世界的地位を感得させ、我が國に生を享けたことを感謝させると共に、自然の恵の乏しい部分是我等の努力によつて補はうとする祖國愛の養成につとめる。
- 2 東亞新秩序の建設のためには、内外の異種族と協和し、之を善導し得る大國民的態度の育成につとめる。
- 3 國際關係、國防に強い關心を持たせ、國民外交、國民國防にまで到達させる。
- 4 産業の振興に參與させると共に、經濟的海外進出状況に精通させて、海外發展に寄與させる。
- 5 同胞の海外發展策について、強き認識を持たせると共に海外雄飛の氣魄を養成する。

二、國體觀念養成よりみたる教授上の注意

- 1 他教科と連絡をはかり皇國の道に則るやうにする。
- 2 世界主要國の國民性、民族性を我が國のそれと比較させる。
- 3 地理的現象を歴史的發展的に考察させる。
- 4 有無相通する共存共榮の状態につき、理解を深くする。
- 5 他地方乃至各國の文化を重じ、採長補短の襟度を養ふ。
- 6 我が國と政治的、經濟的及び、國防上深い關係ある國々の取扱については特に留意する。
- 7 地圖を通して、國防的知識を鍊成する。
- 8 人文地理を重視する。
- 9 特に教授を具體的にし、實地踏査、作業重視、地圖中心に教授する。
- 10 常に郷土に眼を轉じ、正しく郷土を理解する様にする。

三、國體觀念に関する教材

朝鮮地方	臺灣地方	樺太地方	北海道地方	九州地方	四國地方	中國地方
九、京城(一)の田舎	四、能久親王	十一、間宮林蔵 樺太の旅	六、勇氣	六、創造 一、公益世務		
一、應用問題(5)	四上、山の高さ 一、應用問題(5)	六上、相似形	五下、概数ト概算 一、大数の讀み方	五下、門司一 連		
下、豊臣秀吉 韓國併合	下、明治二十七八年戦役	下、明治三十七八年戦役	下、攘夷と開港	上、神功皇后 菅原道眞 北條時宗 菊地武光		下、毛利元就 明治二十七八年戦役 明治三十七八年戦役
上、朝鮮半島の服屬、佛 教の傳來と美術工藝 の發達、半島の形勢	下、隣國との修好 朝鮮事變と明治二十 七八年戦役	下、外國船の來航と海防 邊境の開闢 明治三十七八年戦役	下、邊境の開闢	上、神代 元寇 外國との交通 島原の亂と鎮國 隣國との修好	上、平安初期の盛世	上、皇威の發揚 明治二十七八年戦役 明治三十七八年戦役
					六、鳴門	五、八岐のをろち 瀬戸内海 日本三景

五、葉山の地域的特異性

凡そ土といふ言葉の包蔵する意味位深遠にして無限なものはない。我等はこの言葉に無限の愛着を感じる。實に土は我等の發祥するところ、化育せらるゝところ、歸趨するところである。土に發祥するところ即ち郷土、化育せられ歸趨するところ亦郷土である。

愛郷の美風はやがて愛國の精神を振起する源泉であつて愛國心の養成が國民教育の根幹であるならば、愛郷心の養成は國民教育の耕鋤といはねばならない。この耕鋤にして深く且つ巧細であつてこそ培はるゝ根幹が深く且つ確固なものとなる。こゝに郷土教育の重要性がある。

愛は「知ることによつて始まる。」と言はれるが、先づその對象を凝視し之をよく知り、よく理解することによつて一層そ

の愛を充實せしめ得る。

我等は郷土教育によつて郷土の文化を知り、郷土の自然を理解し、郷土の地位を認識する。之によつて郷土への愛は正純となり且つ其の熾烈さを増し郷土文化の發展を期するに至るのである。我が郷土の地位の自覺と文化發展の企圖はやがて國家興隆の基となる。興隆する國家に生を托してはじめて我等の生は洋々春の海の如く我生けるしある歡びに人生の意義を見出し得るのである。

我葉山町は長くも御用邸所在地として天下にその名を馳せてゐる。更に風光明媚、氣候の溫和なること湘南隨一であつて自然の恵頗る厚く、加ふるに皇澤の光被するところ人文駿々として開け、昔日の一漁村は今や避暑避寒の地として異常なる發展をなして來た。この葉山町の有する地域の特異性を教育の上に具現し國體觀念透徹の資とすることは、至當のことである。

1 御用邸所在地

そも、葉山御用邸は、英照皇太后様御異例にあらせられたとき、皇太后宮太夫杉孫七郎氏が葉山の地は冬温夏冷で風光明眉御療地として最適の地たることを察し、御用邸御建設の議を上申した。そこで杉皇太后宮太夫、香川皇后宮太夫、塩内匠頭等が實地檢分の結果最適地であることを認めていよ、御建設の事となつたのである。明治二十六年四月實測着手、同六月起工し、翌二十七年落成された。これが御本邸で、その後大正十五年に御増築があつた。御苑の一部は公開されてゐる。人は俗に一色公園と呼んでゐる。一色公園を隔て、西寄りに御用邸附屬邸がある。これは大正六年七月、岩倉公、井上子等の別邸を御買上げの上御造營遊ばされたものである。それ以來四十有餘年の間、かしこくも 天皇陛下 皇后陛下の行幸啓を仰ぐこと實に八十有餘回の多くの光榮に浴し、又 皇太子殿下、皇族の宮殿下の行啓御成あそばされた事は幾度かはかゝり知れない程である。殊に大正天皇は葉山の風光を御愛好あらせられ、度々行幸遊ばされたが、御病重く遂に大正十五年十二月二十五日この御用邸にて崩御遊ばされたのである。ついで今上陛下にはこの日同邸にて御踐祚の式をあげさせ給うたのである。

御用邸一帯は海岸で、晴れた日は日の光が白砂に映じて眩いばかりに銀色の光がおどり、海は鏡のやうに静かである。夜も亦格別の眺で伊豆箱根の山々は闇の中に消え、緑の江の島が僅かに月の光に照らされて眠るやうに海に浮いてゐる。南の方にはるかに半島の先端、城ヶ島の燈臺は靜かに夜の海を見守つてゐる。このやうに緑の山、穏かな海、一本一石みなそれゝの

趣に富んでゐて晝といはず、夜といはずこの絶景の地に、松の緑の中に微かに高くそびえる墓を拜す時、一種いひ知れぬ神々しきを感じるのである。

2 宮家御別邸所在地

當町には尙四宮家の御別邸があることは重ね／＼の光榮である。

高松宮家御別邸 明治二十六年一月有栖川宮御別邸御造營、大正二年十一月高松宮家御所有となる。

北白川宮家御別邸 明治二十六年五月御造營

東伏見宮家御別邸 大正三年二月御造營

秩父宮家御別邸 昭和四年十二月御造營

3 貴顯紳士の居住地

葉山は温暖なる氣候と絶佳なる風光と至便なる交通とより休養地として應はしいので、この數年の間に急激に別荘が増加し昭和十四年度末現在調の別荘數五四三といふ驚くべき數を示してゐるが尙増加の一途を辿りつゝある。別荘の所有者は實業家が最も多く總數の六割に達し、次は學者、政治家、軍人の順である。有爵者の別荘のみでも二十餘戸、之等名士の中には葉山の別荘が本宅の如く常に居住してゐる方も少くない。又最近交通機關が完備されたので葉山に居を構へ、東京横濱方面に通勤する者も相當にある。

4 葉山の氣候

湘南一帯が休養地帯となつてゐる地理的條件の内、最も勝れてゐるのは氣候的條件である。

年平均氣溫	二月最低平均	各地較差表	年平均氣溫	二月最低平均	各地較差表
横須賀 九、五	零下〇、二	二一、八	横濱 八、一	零下〇、九	一一、〇
葉山 一〇、二	零下〇、二	二一、四	鎌倉 一〇、六	零下一、九	一一、九
茅ヶ崎 九、八	二、〇	二二、〇	平塚 九、七	二、三	一一、六
大磯 一一、九	零下〇、一	二一、七			

此の較差が少い程海岸性氣候となるのであるから、葉山は右表の中第一の良好なところである。東京の較差は二三、五で、

葉山は東京より二、一度の海洋性を濃厚に示すものである。

5 葉山の産業

字別職業別戸數表（昭和十四年度末現在）

	農業	商業	工業	水産業	公務自由業	其他	計
木古庭	二五	一一	五八	—	五	一八	一一八
上山口	三六	一四	七三	—	三	三六	一六二
下山口	一一	四三	七七	二九	一〇	一七	一九七
一色	三四	七一	一三三	三〇	一九	五三	三四〇
堀内	三	二二	三一七	一〇一	二七	二二五	八八五
長柄	一〇	一七	九二	—	五	五四	一七八
計	一二九	三六九	七五〇	一六〇	六九	一〇三	一、八八〇

どの部落でも工業者、つまり職工が一番多い。この數年の軍需景氣の波にのつて、急激に増加したのである。農業者は現在全人口の七%である。七、八年前までは二%であつたのが年々漸減してゐるのである。農耕地はもと／＼狭小ではあるが氣候風土のよい土地とすれば、御用邸もある關係上、良田良地は埋立てられ、別荘が所々に建てられ、爲に耕地は月を追ふて減じて行く。しかし大部分の者は工業に轉じて行くのである。しかし農業を全然廢したのではなく副業的に家族の者が營んでゐるのである。農産物は三浦の南部に比べて少いが都人士を相手故、その新鮮さを喜ばれ、價格が非常に高く販賣される。一般に土地を賣つて相當の金はあり、主人は職工として給料を得、家族は農業を營み農産物を賣る上に食物は自給自足する裕福なものが多い。

海岸に面した土地であるが漁業も漸次衰微の一途を辿つてゐる。即ち水産業は全戸數の八、五%である。水産物は町の市場で集散するが量が至つて少く、冬季は東京方面に出すが、夏季は逆輸入の形である。農産物と同様その新鮮さを喜ばれて價格も高い。漁獲物は魚類の他貝類、藻類までも海幸として多少の收入となり、女子供でもかゝる收穫をあげ得るといふ事は漁業者にとつて休養地であることが好條件となるのである。更に之等漁業者の船は夏季、又は秋の釣季節等には遊覽船とし

て釣船として都人士を迎へて活動する。漁獲高の上からは漁業は不振の状態でもかゝる方面的収入が葉山の富を増してゐるといふことになるのである。

葉山には大規模な工業者はないが多くの土地の人が職工として横須賀、船越等の造船所又は戦時下の各工場に通勤する者が近年頗る増加し、職業別戸数表で見ても分るやうに、断然他の職業より群をぬいてゐるのである。

商店の多いのは堀内である。葉山町發達の歴史よりみても、交通又は別荘分布の状態より見ても當然のことである。種類は各字大差はないが、これ等商店街は夏季避暑客の爲非常に活況を呈する。他の季節に於ては週末休養の都人士のため、土曜日は特別活氣をみせるのである。

その他自動車業、植木職、庭師等の多きことも休養地としての葉山の特性であらう。又一色、下山口の岡を除く土地の人の家は夏季殆ど貸間として避暑客の爲に利用され、或は家屋をそっくり明渡して貸家とするなど、かく觀じ來つたとき、葉山は休養地そのものが、一切の葉山の地理的特異性となつて作用してゐることになるのである。

第五章 唱 歌

一、唱歌教育の使命

唱歌教育は旋律と節奏と和音の美を對象として教育されることは當然であるが、單に旋律美、節奏美、和音美のみを對象として唱歌教育と考へて技術の指導に終始してはならぬと思ふ。勿論唱歌技術の指導の重要なことは明かであるが、これによつて更に國家が期待する皇民としての人格を鍊成するのは一層重要な事である。

從來の音楽教育に於ける最大の缺陷は技能の巧拙に捉はれ過ぎて人格陶冶といふ精神的方面を輕視したことではないかと思ふ。つまり音楽教育の主目的を音楽技術の修鍊に置き、しかも他教科との連繫を無視してひとり象牙の塔に立て籠りその獨自

性を主張して來たのである。思ふにこれは音楽教育者の教育的理念なきによるものであつて、所謂歐米流の個人主義、自由主義的思想に災され國家的見地よりして眞剣に扱ひ得てゐなかつた爲である。明治天皇が「教育ニ關スル勅語」に訓へ給ふた如く、我國の教育は國體の顯現を中心として肇國以來の道に淵源すべきである。即ち唱歌教育は勿論すべての教科の根本精神が皇國の道を體現するところの國民の育成に歸一せられねばならぬと思ふ。今こそ我々は從來の唱歌教育の弊をあらため本來の使命を自覺し、以て皇民鍊成に向つて邁進せねばならぬ。

尙國民學校教則案を考察して見れば「各教科並科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ關聯ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムベシ」とありて常に他教科との關聯に留意し教科の目的が國民鍊成に歸一せらるべきことが明かにされてゐる。

藝能科音楽の教則には「歌曲ヲ正シク歌唱シ、音楽鑑賞ノ能ヲ養ヒ、情操ヲ醇化シ國民精神ヲ涵養スルモノトス」とありて音楽技術と國民精神の修鍊に目的を置くことが指示されてゐる。

又「兒童ノ音楽的資質ヲ啓發シテ高雅ナル趣味ヲ涵養シ國民音楽創造ノ素地ヲラシムベシ」「我國藝術技能ノ特質ヲ知ラシメ工夫創造ノ力ヲ養フニカムベシ」等、單なる外來文化の模倣を事とせず工夫創造の能力を養ひ、世界的國樂の大成にまで進展せしめんとする意圖がうかがはれる。

聽覺機關の鍊成として「發音及聽音ノ練習ヲ重ンジ自然ノ發聲ニヨル正シキ發音ヲナサシメ且音高、律動、音色、強弱、ニ對シテ鋭敏ナ聽覺ノ育成ニカムベシ」とあるが、音楽を鑑賞し歌唱する場合には鋭敏な聽覺機關の修鍊が最も大切なことであり、この耳の訓練は戦争の場合飛行機の爆音や銃砲の音をき、わかる爲に役立つものである。事變下國防と音楽教育は密接な關係をもつてゐると言へる。

國民學校案では祝祭日國家的行事を特に重視し「祝祭日其の他國家的行事ニ於ケル歌曲ニツキテハ適切ナル指導ヲナシ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛國ノ精神ヲ昂揚スルニカムルコト」「學校行事及團體的行動トノ關聯ニ留意スルコト」とあり、從來輕視され勝であつた儀式唱歌については特に慎重に指導し敬虔の念愛國の精神發揚に資せねばならぬ。

今や時局重大の折柄國民のすべてが協力一致牢固たる決意を以て聖戰目的達成に碎身すべき機會に際會してゐる。愛國行進曲や數々の軍歌が事變下の國民精神統一に如何に貢獻したか、又現にしつゝあるかは萬人の認むる所である。唱歌教育を通し

て児童の心身の堅實な發達をはかり、長期建設の皇國の發展に寄與し、君國に奉ずる覺悟がなくてはならぬ。

二、國體觀念透徹具現に資する教材

眞の唱歌教授は良き教材と卓越した技術と方法とで児童へ働く處に成立するものである。然らば良き教材とは如何なるものであるか。

國民學校教則案には「歌詞及樂曲ハ國民的ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシメ徳性ノ涵養ニ資スルモノタルコト」歌詞及樂曲が國民的なものと特に明記されてゐる點に注意すべきである。我國には肇國の大精神に由来する日本獨特の國民性がある。音樂は人の感情を表現した藝術であるとして、音樂作品には作者や性格感情が如實に表現されてをらねばならぬ。従つて國家を形成する同種の民族が歴史的に發展する裡に國民文化を形成し、國民藝術を創造し以て國民性を發揮するのは當然である。即ち藝術が音樂に表現されて民族音樂となり、國土愛乃至國民的感情を包藏した特異性のある音樂を生むのである。従つて日本には日本獨特の民族音樂がある。

我國家として將來益々生成進展せしめるには宜しく肇國の大精神と之を繼承した祖先の古代日本國民精神に目覺め、特色ある性格を發揮して國民的意氣を昂揚せねばならぬ。

この國民精神を音樂の上に及ぼして日本人の性格感情を鮮明に表現せる日本音樂を創造し唱誦鑑賞せしめ、我國本來の民族性を自覺せしめねばならぬ。更に之を擴充して世界に我が文化の眞髓を理解せしめ、世界的國樂大成の理想を實現するところに大和民族の偉大性を感得せしめて國家の隆盛に寄與することが出来るのである。

兒童に對して世界的國樂大成の素地を養成し、大和民族の偉大性を自覺せしめるには國民的感情を盛つた樂曲を提供せねばならぬ。こゝに國民的な歌詞樂曲を選定強調する所以があると思はれる。

1 音樂指導にあつて國民的教材として先づ採つて行かねばならぬものは

第一 儀式唱歌 第二 新訂尋常小學唱歌(全六冊) 高等小學唱歌(全三冊)

であるが、是等に藏されたる教材に於ける國民精神内容を分類すれば概ね別表の如きものが得られる。左に分類表に示されたる國體的特色を列記し教材との關係は簡単に説明を加へれば

①肇國の尊嚴なる姿を現はしたるもの

ふ我國體の尊嚴なることは言をまたない。御歴代の天皇は光華明彩しく照徹らせる。天照大神の御徳を具現せられつゝ統治し給ふのである。我等臣民はこの御聖徳を仰ぎつゝ、天皇に仕へ奉るのである。この肇國の尊嚴性と君臣一體の關係は永遠にゆるぎなき國體を固めてゐる。

尋六教材の「天照大神」には申すもかしこき大神の御徳がうたはれてゐる。尋三の「かゞやく光」には神武天皇御創業の御苦心がうかゞはれ、愛民の聖徳に感激せられるのである。尋六の「明治天皇御製」は、天照大神及び御歴代天皇の御徳のそのまゝ具現せられたものと拜察出来るのである。これ等の歌曲は一般に莊重で旋律及節奏の變化少く速度の遅いものが多い。

③臣節をあらはせるもの……我等臣民の道は天孫降臨の當時神々が奉仕せられた精神そのまゝに億兆心を一にして天皇に奉仕することである。かうした歌曲はいづれも國民の熱烈な至誠をうたつたものである。尋四の「廣瀬中佐」及び「橋中佐」尋五の「兒島高德」は代表的なものである。

④大和の精神をあらはせるもの……我が肇國より一貫して常に變らぬ美しい精神は和である。和の精神は次の五項目に分けられる。

(イ)武の精神……我が國の武は和のための武で、その精神は萬物を生かさんとし、破壊せんとするものではない。我國は古來尙武の國で幾多の立派な武人を輩出してゐる。教材に現れたものとして、尋二の「那須與一」尋四の「八幡太郎」尋六「齋藤實盛」は代表的なもので、典型的な武人の面目を躍如たらしめるものがある。

(ロ)神と人との和……我が國は神と人との間が極めて親密である。神と我と融合して一になることを「まつり」ととなへ神人融合の美しい境地を示してゐる。これは國民に敬神の念となつてあらはれ、教材に盛られたものとして、尋三「村祭」尋四「靖國神社」等がある。

(ハ)國民相互の和……和が國民生活の上に實現された場合國民相互の美しき和となる。家庭の和として尋三「冬の夜」集團生活の和として、尋六「我等の村」があげられる。教材全體を通して「家庭の和」をうたつたものが多いのは我が國は家族制度が國家の根本をなしてゐるからである。

(二)人と自然の和……人と自然の間の最も親しい關係に和が見られる。我が國の文藝には此の自然との和の心を謳つたものが多く、自然に對する愛は詩歌の題材とするものが多く、自然に對する觀賞態度たる繊細、優美、清純な情操が歌曲の上に表現されてゐる。尋四の「るなかの四季」尋五の「舞へや歌へや」はその代表的なものである。俯むすびの精神をあらはせるもの……むすびといふのは生成創造の天地の大徳で、それは即ち和の力のあらはれてある我國民は宏大無邊の御稜威のもとに君臣相和し國力の進展國威の發揚に力を盡してゐるが、これはむすびの精神のあらはれてある。尋六の「我は海の子」高一の「御代の榮」は國力進展を示し、尋一の「日の丸の旗」尋六「日本海海戦」高一の「海國男子」「太平洋」は國威の發揚をあらはしてゐる。曲調はいづれも勇壯、壯大なものが多く國民生成發展の意氣を示してゐる。

2 主要教材の精神内容は以上の如くであるが、補充教材をして唱歌時間中若しくは放課後に於て唱誦せしめるものがある。日本國民歌につきては公報(千二百九十六號)に次の如く記載されてある。

第一 文部省撰定日本國民歌 第二 時局歌及軍歌

「今般文部省ニ於テ日本國民歌六篇ヲ撰定シタル處ニテ兒童生徒ニモ唱和センメテ國民的意識ノ培養ニ資シ度趣ヲ以テ右樂譜送付越ニ付別途送付候條利用方然ル可ク御取計ヒ相成度」國民的意識培養に好適の教材が多數盛られてある。

時局歌として國民の各層に唱誦され國民の意氣を昂揚せしめたものに「愛國行進曲」がある。これは我々日本國民の身内に燃えたるべき愛國の熱情を雄々しく歌つたもので國民的な訓練の場に於て力強く歌はるべきものである。時局歌、軍歌として歌はるべき精神内容の重要な點をあげれば次の四項目になる。

- ① 軒昂たる國民の意氣を昂揚すべきもの。 ② 強靱な意力の涵養に寄與しうるもの。
 - ③ 明朗活達質實剛健なる精神を鼓吹し得るもの。 ④ 銃後國民の使命を達成すべき實行力の養成に資しうべきもの。
- 3 次に校歌がある。本校「校歌」は鍋島直和子爵の御盡力により菊池盛太郎氏の作詞作曲されたものである。歌詞を擧ぐれば次の如くである。
- 一 緑の山に水清く大海原を心にて 葉山の松の一角を朝な夕なに玉露と 仰ぐもかしこ御用邸
- 二 奥の木古庭や堀の内學びの道にいそしみて 通ふもやすし山口の日に日に進む教へ草 行手はるけき望あり

三 森戸の神の御恵をうけて健氣に育ちゆく 我等の幸と師の幸を共に長柄の淵かけて 夕日に映ゆる富士の嶺 葉山を聖地とする誇と、森戸明神に對する敬神の念と、風光明眉なる自然美に對する愛と更に皇國の修練の道場たる學びに於ける師弟間の美しき情愛等が歌詞、歌曲に表出されてゐる。我等は校歌を歌ふことにより皇恩に謝し、師恩と友情を感じ母校への親しみを一層深めるのである。この心はやがて郷土を愛し更に「しこの御盾となる」熱烈なる愛國心が育成せられるのである。

國體觀念透徹具現に關係深き教材

項目	儀式唱歌	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一	高二	高三
皇國の尊嚴	紀元節 紀元二千六 百年頌歌					八岐の大 蛇	天照大神	御裳瀧川		皇、國
皇室に關するもの	君が代 天長節 明治節			かゞやく 光	靖國神社 廣瀨中佐 橋中佐	みがかずば 金剛石 水は器 大塔宮	明治天皇 御製	昭憲皇太 后御歌	聖 明治神宮 恩	
臣節	勅語奉答			數へ歌	菅公 入營を 兒島高徳	出征兵士		薩摩守	吉野宮居	歡喜
美(藝術)					日光山			薩摩守	羽衣	
善(道德)	親の恩 時計の歌 花咲翁				忍 耐			希望		
眞(智)					三才女					人は信ず 甲冑堂
武の精	兵隊さん 牛若丸 桃太郎			鶴越 川中島			齊藤實盛			
神和人				村祭	靖國神社				明治神宮	

神 精 の 和			
びすむ	人と然自	行事	國民相
國威	美土國美然自	民族	和
日、丸、の	菊の花		一月一日 僕の弟
田 植	梅紅葉、富士山、		村祭 冬の夜 餅つき
飛行機 豊臣秀吉	茶摘 取入 麦まき	春の小川 水車 五月のふ 近江八景	納涼 夏の夜
水師營の會 加藤清正 進水式	朝日は昇	舞へや歌 日光山 冬景色	我が家の 姉妹
日本海 戦	我は、海の、子	瀬戸内海 鳴門の梅 日本三景	子守歌
太平洋 海國男子	滿洲の野 御代の祭	藤	我が家の 姉妹
	秋實のりの	山 千菊の香 千里の春	
北條時宗 日の御旗 興亞の民	稻刈	千 鳥	煤 掃

、、、は當日發表の歌曲

三、歌曲好條調査の考察

1 一二年

感覺的興味中心の時代である。内容や曲そのもの、美しさよりも「耳にきいて所謂てうし、のよい面白さ」を求め。殊に一年生に於ては意識の表面に訴へるのであらう題材そのものにひきつけられるものが相當あるやうである。男兒ではあこがれの「兵隊さん」女兒では最も親しい遊び相手である「人形」の如きがそれである。尙おとぎばなしを好む頃故、「桃太郎」「牛若丸」「浦島太郎」の如きも題材にひかれたのではないかと思はれる。殊に注意すべきは、「尋」に於て「日の丸の旗」尋二に於て「富士山」の如き教材が共に非常に好まれてゐる點である。たとへ題目の概念からきたものとはいへ、幼な心にうろつけられた國民的心情の現れとして見逃すべからざるものであらう。

次にリズムの面白さにより多くひきつけられてゐる。總ての活動が本能に支配されて常に動くものを好むのは當然である。「僕の弟」「かけっこ」「ラヂオ」「影法師」「竹の子」等は何れも非常にリズムミカルな軽快な曲である。それに反して「かたつむり」「夕立」「折紙」「雨」「ボブラ」の如く割合に旋律的な曲はあまり好まれないやうである。

2 三四年

三年生になつて、題材にひかれるとか、面白さを求めるとかいふ傾向は急にかわつてきたことが見られる。男兒では多くの先輩に歌ひならされた曲で題材そのものに親しみある曲が好まれるが、女兒では「摘草」「青葉」「波」「春の小川」「藤の花」等の旋律の美しさをもつものが好まれるやうになり、つまり「面白さ」以外に「美しさ」を感味するやうになつて來る。

殊に尋四に於て男女共に「橋中佐」が非常に好まれることは、勿論中佐の壯烈な最後に對する國民的感銘のあることはいふ迄もないが、又曲そのものによる短音階の旋律からくる悲壯美が童心をひきつけたものではないかと思はれる。

3 五六年

尋四巻末の名曲にひかれた兒童の心は尋五になつて更にこの傾向の濃厚を増す。男女共に教材中では數の少い短音階の曲をより多く好んでゐるやうである。殊に目立つのは「水師營の會見」「大塔宮」「兒島高徳」「菅公」「鎌倉」等の如く史的教材が非常に好まれることがある。國史國語等で學んだ景仰すべき日本人の姿を旋律の上のせて歌ふことにより一層感激を深くするであらう。このやうに歌詞歌曲に對して内面的感情的な興味をもちはじめたものである。

歌曲として立派なものであつても「森の歌」「雪」の如きがあまり好まれないのは、前例に於ける如き感激少く且曲そのものも藝術的で高尚で理解し難いからではあるまいか。

とはいへこの頃の兒童はともかく歌詞と曲調との融合した情味を求めてゐるやうである。

4 高等科

情味感得の方面に一層の進展を見せてゐるやうである。特徴として女兒に於ては「幼き頃の思ひ出」「月見草」の如き繊細な詩情豊かな感じのものが喜ばれ、男兒は「太平洋」「海國男子」「山」の如き壯大な感じのものを好む。相當に男女の差を生じてきたことを感ずる。が何れも歌詞と曲節の調和した全體的な美しさを味はうとしてゐる點にかはりはない。

又男女共通性として「千里の春」「夕立そぐ」「すゝはき」等日本風の歌曲を愛好する傾向は特に目立つてくる。潜在してゐる民族性といふやうなものが漸く鮮明に發達して來たことがわかる。次に曲の上に於て、形式の多様美といふ方面に注意がむけられてきたことに気がつく、殊にこれは高二に於て著しく「羽衣」「夕立そぐ」「兄弟」の如く、ふしの組立に變化のあるものを好み、又數の少い合唱曲が殆ど、好まれるものの中に含まれてゐる點から見て、和聲美に對する美的感覺が發達してきたものと思はれる。

歌曲好嫌調査

好むもの		好まざるもの		
男	女	男	女	
日丸の旗 牛若丸 兵隊さん 桃太郎	日の丸の旗 人形 ひよこ 僕の弟	かたつむり かたつむり 夕立 夕立	かたつむり かたつむり 夕立 夕立	尋一
富士山 二宮金次郎 那須餘一 浦島太郎 梅に鶯 影法師 富士山 ラチオ 竹の子	折紙 雨 蛙とくも 蛙とくも	がんとくも 蛙とくも がんとくも 蛙とくも	がんとくも 蛙とくも がんとくも 蛙とくも	尋二
茶摘 豊臣秀吉 豊越	摘草 私葉 波葉 うち	春が來た 春が來た 春が來た 春が來た	春が來た 春が來た 春が來た 春が來た	尋三
村のかぢや 廣瀬中佐 橋中佐 漁船	橋中佐 春の小川 牧場の朝 花	かげろふ 夢がけり たけがり たけがり	かげろふ 夢がけり たけがり たけがり	尋四
水師營の會見 鯉のぼり 大塔宮 冬景色 兒島高徳 菅公	菅公 兒島高徳 冬景色 いてふ	三才女 誰が登りて 山に登りて	三才女 誰が登りて 山に登りて	尋五
故郷 日本海々戦 スキ一の歌	鎌倉 故郷の村 蓮池	森の歌 雪の歌	森の歌 雪の歌	尋六
太平洋 海國男子 御代の野榮 満洲の野榮	ひなの胃 幼き頃の思出			高一
千里の春 夕立そぐ 山の香 兄弟 月見草 羽衣 夕立そぐ	小鳥よ			高二

第六章 武 道

一、武道と國體觀念

1 武道の本質

我が國の武は神性と徳性とを有し、平和を愛好する國民道であつて、殺伐を意味する殺人劍でもなければ、侵略の思想を有する暴悪忿怒の霸道でもない。其の生活をする者が徳性を尊重し、武士生活の規範を構成したものを武士道と名づけたのであつて、之が明治維新以後、國體の本義に照らされて軍人精神となつて表はれたのである。故に武士道と軍人精神は一つであつて、分けらるべきものではない。我が國の武士道は忠君愛國の精神を實行するための修業道であるとも言はれる理由もここにある。

かゝる故に、武道は尊皇心であり、國防心であり、愛國精神であると共に大國民たるの道なのであつて、これこそ日本魂の發露なのである。斯の如く武道の本質にてらしても、武道が國體明徴の精神養成に最も深き關係あることは明白である。武道精神は武道によつてのみ養はれるものであるかと言ふに必ずしもさうではない。例へば、相撲による結果も決して少くなく。其の他遊戯、競技等外國より渡來したスポーツも、實行如何によつて武道精神を養ふことは出来るのである。單に武道だけでなく國民學校案による体鍊科のあらゆる部面に武道精神を浸潤させ、体操の一呼唱にも武道の氣合を以て實施すべきである。

2 武道の歴史的考察

上古修理固成に於ける天瓊矛、天孫皇臨の際の天叢雲劍等によつて察せらるゝ如く日本武道は、神代より儼然として存在してゐるのである。其の後も國を亂すものに對しては武を以て平和を維持せられたのであつて、歴代文武二道を以て國家の隆昌を期せられたのである。大君に一身を捧げ、忠君愛國の純情を盡す行動と武とは、不即不離となつて語り継ぎ、言ひ継ぎ

鍊成し、傳統し來つたのであるが、武士の興起によつて武は益々鍊磨せられたのである。鎌倉時代に至つて、武の精神は日常生活に浸潤して一段と強化せられ、戰國時代より織豊時代以後、武器の發達、武術の修鍊、戰術の進歩燦然たるものあり、なほ、山鹿素行、吉田松陰等に依つて武士道は殆ど完成の域にまで至つた。斯様に武の發達興隆を來した其の間に、武術の研鑽、鍛鍊の結果いろ／＼の流派が生じ、名人達人を數多出し武術華やかな時代を現出したのである。明治維新後は國體の大義再び顯現して國民皆兵となり、兵器も戰術も所謂歐風となり、一時は日本傳統の武術、精神はどこへ行つたのかと思はれたが、日清戰役、日露戰役を體驗して、再び日本武道の實際價值が確認せられ、武道興隆の氣運を生じたのである。しかし第一次歐洲戰役後の好景氣に惑はされそこへ惡質なる外來思想の滲透があり、輕佻浮薄、放逸遊惰、階級闘争等の淺ましさを再び現出したが、ひと度、上海事變、滿洲事變、日支事變起るや剛健の氣風に目覺め、其の間武道興隆の風勃然して起り小學校武道科新設にまで重要視せられるに至つたのである。

3 時局下に於ける武道

昔の戰爭に於て武技の實行せられたるのを見るに、個人對個人刃をつき合しての命のやりとりであつて、その武技も亦自身自身の護身の技術であり、小數を相手の劍撃戦にしかとまらなかつた。然るに現今の如き近代科學戰に於ては、昔の様な武道は一見重要視せられない様に思はれたのであるが、八紘一宇の大精神を發揮せられつゝある今事變に際會して、勇壯きはまりなき空中戰に、劍々相摩しての白兵戰に、武道精神の如何に重要なものなるか明らか証明せられたのである。

躍進途上にある我々皇國民は、我が國特有の武道精神を正解して日常生活の上に其の眞價を遺憾なく具現し、全國民打つて一丸となり奉公の誠を致さねばならぬ。小學校に武道科が準正課として加へられ、國民學校案中体鍊科には正課とされてゐる理由もこゝにあるのであつて、我々教育者はその趣意を確認して指導にあたるべきである。

二、武道の使命

武術と武道精神と身體との統合的鍊磨を以つてその使命とする武道教育に於てはその教育的價值を確認することこそ最も大切なことである。

1 武術

小學校に於ける指導要目の教材は簡易なる基礎動作であつて、其の數も多くないが武道の基礎的技術を修得せしめ實際に運用できるものであり、その間武道精神を體得するのである。すべての教材は皆攻撃的の性質を持ち、防ぐに似たる技も實は攻撃に出づる直前の攻勢的技であつて、すべて攻撃の精神である。これ日本精神の武勇であり負けじ魂の發現である。

2 武道精神

武道精神は日本民族精神の尙武に根底を持つ強靱にして旺盛なる攻撃精神であつて、この精神の充溢し發露しない武技は、形こそ武技に見えても眞の武技ではないのである。武道精神は武技上達に緊要なるものである。

- ① 旺盛なる氣力を養成する
 - ② 攻撃精神は武道精神の中核をなすものでこれがないければ武道の生命はないのである。
 - ③ 攻撃精神の旺盛なること敵の攻撃を恐れず強敵に合ふことも怖れず勝敗の如何にかはらず最後迄攻撃し死して後も猶克く敵を撃破する七生賊滅の精神が體得出来るのである。
 - ④ 禮儀の徳性の涵養
- 武道は禮に始り禮に終ると言はれるが如く、禮儀は武道を修鍊する者の敬虔と感謝の精神の表現であつて修鍊の重大要件である。

- ⑤ 廉恥謙讓の氣品風格を鍊成することが出来る。
- ⑥ 不動の心、動に動ぜざるの心境が武技鍊磨の間に育てあげられるのである。
- ⑦ 質實剛健の精神を鍊成するに適當なるものである。

3 身體の鍊成

武技と武道精神との修鍊が正しく行はれる時に正常姿勢が磨かれるのであつて、内臟諸機關は勿論健康増進に効果が大きく、脚力、腕力、呼吸力等身體動作敏捷となり自在となるのである。特に日本人の特質である腹腰の据りの鍊成には効果絶大なるものがあるのである。

技心體渾然一致の働きの鍊成は、他教科に見られぬことであり日常生活にも發展的に實踐せしむべきである。

三、國體觀念養成を主とせる武道の指導

1 指導態度

① 武道を他教科と同様に認識すべきである
 武道の必要は前に述べた如く祖先累代錬成し來つた傳統的な教材ではあるが、極最近準正課として取入れられたるものであつて、やゝもすると輕視せられてその認識を缺き他教科同様に扱はれない傾向がある。「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」のお言葉に「文ヲ修メ武ヲ練リ」とある點を熟讀しその精神を奉戴すべきである。

② 教師は誰でも武道指導にあたるべきである
 小學校に於ては擔任が各教科の指導に當るのであるが、武道のみを例外とせず他教科同様各擔任に於て指導すべきである。現在に於ては武道は特定の教師が行ふのであるかの考がないでもない。武道教材をひと通り研究し體得して指導にあたることは樂なことではないが、必ず出來るといふ信念のもとに實施して行かねばならぬ。

2 指導觀點

小學校武道細目が發令され、今や國民學校案に體鍊科が設けられてゐることは、尙武日本の基礎が築かれ、日本精神が發揚され、新東亞建設の日本國民が錬成せられる上に、この上もなき喜びであるが、こゝに注意すべきことは正しき指導である。兒童の精神を正しく指導して行くのが目的であつて、性格の正しきものは刀の上下も正しく、性格のひねくれたものは刀の上下が正しくない。所謂「心正しければ劍も亦正し、心正しからざれば劍も亦正しからず」である。誦和、練習、設備等實際的方法は之を省略する。

第三編

|| 行を通しての國體觀念透徹具現 ||

第一章 皇室尊崇

一、奉迎奉送

當町は長くも葉山御用邸を始め奉り秩父宮、高松宮、北白川宮、東伏見宮各宮家御別邸の所在地であり、屢々行幸啓御成を仰ぎ奉りその度毎に奉迎奉送申上げる事の出来るのは本校の絶大無比の光榮であり又誇りである。本校は児童教養上此の光榮を深く感激せしむると共に奉迎奉送に萬遺漏なきを期してゐるのである。

- 1 奉迎奉送前の準備
 - ①奉迎奉送に付職員打合はせ會を開催し計劃樹立
 - ②學校長の訓辭
 - ③児童衛生状態の調査報告
 - ④特別巡視並びに御用邸下海岸清掃
 - ⑤校舎内外學校前行幸道路の清掃
 - ⑥奉迎奉送の敬禮方指導
- 2 奉迎奉送
 - ①出發前の注意服裝検査
 - ②指定地の整列
 - ③奉迎奉送の要領は昭和十二年六月三日文部省訓令第二十七號に依る
- 3 奉迎奉送後
 - ①校庭整列 學校長講話
 - ②奉迎奉送に關する報告(學務部長、町長、警察署長)

二、御駐蹕御駐輿御滯在中に關する事項

- 1 天機御機嫌奉伺
- 2 病氣缺席児童の調査報告
- 3 毎朝會の折御用邸遙拜
- 4 御駐蹕御駐輿御滯在中に於ては左記の如き児童心得を定め、その徹底をはかる

- 道路で遊ばぬ事 ○悪い遊びをせぬこと ○言語服装に注意する事 ○火いたづらをせぬ事 ○外來者に對し禮儀作法を丁寧にする事 ○附近にて高聲放歌せぬ事 ○投石、落書をせぬ事 ○猥に附近の御用邸を見下す高い山に登らぬ事
- 御用邸並に附屬邸正門前通過の際は敬禮を行ふ事 ○左側通行を嚴守の事
- 5 御近況につき拜承せる時は適宜兒童に謹話をなすこと。
- 6 特別巡視の實施

御駐紮御駐與御滯在中は特に御用邸並に附屬邸附近を巡視して兒童の訓練上遺憾なきを期す。

- ①巡視は別に定むる配當表により毎日行ふ。
 - ②巡視狀況は別に定むる様式により即日記入學校長に報告のこと。
 - ③巡視中特に御駐紮御駐與御滯在中の兒童心得の指導をなす。
 - 7 御用邸下海岸清掃奉仕
- 洪大なる皇恩に對し純真なる兒童の真心のあらはれとして海岸清掃を行ふ。
- 方法 ①整列 ②御用邸に對して最敬禮 ③作業 ④最敬禮 ⑤歸校

三、天機御機嫌奉伺

學校長は御用邸に參殿し本校を代表して謹みて 天機並びに御機嫌を奉伺し、翌日兒童にこの旨謹話をなす。

四、祝日奉祝のため御用邸參殿

- 祝日當日 皇太子殿下、宮殿下御用邸に御滯在中は、御都合を伺ひ奉り御差許ありたる時、參殿時刻、奉祝方法等委細御指示を拜し左記により學校長以下全職員及代表兒童御用邸に參殿し謹みて奉祝の意を表す。
- 1 學校長は職員兒童に奉祝の爲參殿を差し許されたることの光榮を傳へ皇恩の限りなきに感せしめる。
 - 2 代表兒童の健康を調査し身體上の故障あるものは遠慮せしめる。
 - 3 奉祝參殿の心得につき徹底せしめる。

4 奉祝前後に於て奉祝一切の事項につき之を神奈川縣學務部長、葉山町長、葉山警察署長に報告す。

五、皇太子殿下初の地方行啓記念大國旗

畏くも昭和九年六月六日には 皇太子殿下初の地方行啓を葉山御用邸に仰ぎ奉り、我校職員兒童は眞心こめて奉迎申上げたのである。なほ同月八日には御用邸下海岸に於て 兩陛下 皇太子殿下、孝宮、順宮、兩内宮親王殿下の御尊容を咫尺に拜し奉り 皇太子殿下の誕辰を奉祝申上げる事が出来た。この重ね／＼の感激を永久に記念し皇室の彌榮を壽ぎ奉るため職員兒童心を合はせて大國旗臺を建設したのである。

- 1 毎年六月六日行啓記念日につき謹話。
- 2 大國旗掲揚日左の如し。
 - ① 毎年十二月二十三日（御誕辰日） 六月六日（初の葉山行啓記念日）
 - ② 四大節 國家的記念日 葉山御用邸行幸啓還幸啓當日。

六、東伏見宮妃周子殿下御成記念日（十月十二日）

東伏見宮妃周子殿下には昭和六年十月十二日深き思召により本校教育狀況を御視察遊ばさる。このこよなき光榮を永久に記念し奉る爲御成記念運動會を開催し以て兒童心身の向上をはかり殿下の思召に沿ひ奉る。

七、國旗掲揚

- 國旗を掲揚することにより、我國體の尊嚴無比なるを體得せしめて國體に對する信念を固め以て熾烈なる愛國心を養成す
- 1 朝禮の際
 - ① 捧持（高二男捧持 指揮看護當番）
 - ② 掲揚（君ヶ代吹奏、國旗に注目）
 - ③ 敬禮
 - ④ 高二男降納指揮看護當番
 - ⑤ ラッパ吹奏と同時に全校一同其の場に於て直立不動國旗に注目
 - ⑥ 敬禮
 - 2 大國旗掲揚（皇太子殿下初の地方行啓記念大國旗の條参照）

3 家庭に於ける國旗掲揚

- ① 家庭に於ける國旗掲揚はなるべく兒童の手に依つて行はしむること。
- ② 國旗は兒童作成の保存袋に納入し鄭重に保存すること。
- 4 國旗に對する心得
 - ① 國旗掲揚の方法を誤らざること
 - ② 國旗の濫用を戒む
 - ③ 國旗の尊嚴を冒瀆せぬこと
 - ④ なる可く正式國旗を掲揚すること

八、奉安殿奉拜

皇恩の洪大無邊なるを欽仰し奉り絶対隨順の誠を誓はしむ。

- ① 毎日登校下校の際容儀を整へて最敬禮
 - ② 校庭朝禮の際の最敬禮
 - ③ 儀式の場合の奉還
- 號鐘と同時に全校職員兒童其の場に直立不動の姿勢をとり、職員護衛のもとに嚴肅裡に奉還をなす。

九、宮城御用邸遙拜

皇室の彌榮と聖壽の萬歳を壽ぎ奉る。

- 1 講堂朝禮、國家的記念日並びに之に準す可き日に行ふ。
- 2 葉山御用邸御駐紮御駐輿御滯在中は毎朝禮時に御用邸遙拜を行ふ。
- 3 家庭に於ては毎朝遙拜せしむ。

一〇、皇大神宮遙拜

皇大神宮崇敬の念を昂め尊嚴無比なる我國體に對する信念を確立する。

- 1 毎月一日、十五日の朝禮時に遙拜をなす。
- 要領

- ① 學校長登壇
- ② 二禮二拍(全員之に順ふ)
- ③ 拜詞奏上
- ④ 二拍二禮
- 2 家庭に於ては神棚を奉拜せしむ。

一一、祝日儀式

國體の尊嚴なる所以を知らしめ忠君愛國の精神を深める。

- 1 兒童は家庭に於て家の内外を清掃し清らかな心で其日を迎へ自ら國旗を掲揚する。
- 2 清淨なる服装にて氏神様に參拜して登校する。
- 3 式次第

- 參列者着席
- ① 一同敬禮
- ② 御閉扉(奏樂)
- ③ 一同最敬禮
- ④ 唱歌「君ケ代」
- ⑤ 「教育ニ關スル勅語」奉讀
- ⑥ 唱歌「勅語奉答」
- ⑦ 拜賀
- ⑧ 一同最敬禮
- ⑨ 御閉扉
- ⑩ 學校長誨告
- ⑪ 唱歌「式の歌」
- ⑫ 一同敬禮
- 退場解散
- 4 附
 - ① 儀式は莊重嚴肅に行ふ
 - ② 當日は家庭に在りて奉祝の心持ちを持つて一日を過す
 - ③ 御用邸に參殿奉祝することあり

一二、地久節

全校兒童を講堂に集めて、嚴肅裡に左の謹話をなす。

- 1 皇后陛下の御誕辰を壽ぐ。
- 2 御坤徳なついで。
- 3 家庭に於ても、國旗を掲げて奉祝すること。

一三、大正天皇祭

畏くも 大正天皇は我が葉山の風光を殊の外御愛好、皇太子殿下にまします頃より屢々行幸啓遊ばされたことは誠に光榮限り無き次第である。大正十五年八月御不例にて葉山御用邸に行幸御静養遊ばされ全國民の赤誠こめし御平癒祈願の効もなく、全年十二月二十五日午前一時二十五分遂に神さりと給ふたのである。

本校は 天皇御在世中特別なる光榮に浴したるを以て、毎年十二月二十五日大正天皇祭當日全校兒童、生徒職員、町有志参列の下に大正天皇祭儀式を舉行する。

其の次第次の如し。

- ①一同敬禮 ②御開扉 ③一同最敬禮 ④唱歌「君ケ代」 ⑤「教育ニ關スル勅語」奉讀 ⑥拜禮
- ⑦一同最敬禮 ⑧御閉扉 ⑨學校長式辭 ⑩一同敬禮

一四、「教育ニ關スル勅語」御下賜記念日

教育勅語の御聖旨を徹底せしめこれが實踐躬行につとめしむ。
奉讀式次第次の如し。

- ①一同敬禮 ②學式の辭 ③唱歌「君ケ代」 ④「教育ニ關スル勅語」奉讀 ⑤唱歌「勅語奉答」
- ⑥學校長誨告 ⑦閉式の辭 ⑧一同敬禮

一五、「國民精神作興ニ關スル詔書」御下賜記念日

御聖旨を奉體し堅忍持久困苦缺乏に耐へる剛健の精神を育成し國家の進展に貢獻す可き覺悟を強める。

- 1 奉讀式次第「教育ニ關スル勅語」御下賜記念日に準ず。
- 2 當日放課後武道大會を舉行する。

一六、「青少年學徒ニ賜ハリタル勅語」御下賜記念日

國家的使命の遂行に當り負荷の重大なるを認識せしめ愈々切磋砥礪修文練武に努め以て聖慮に副ひ奉る覺悟を深くす

る。

- 1 奉讀式次第「教育ニ關スル勅語」に準ず。
- 2 當日左の事項を行ふ。
閱童式 分列式 武道 團體競技 集團勤行
- 3 聖旨徹底方。

本校制定の「青少年ニ下シ賜ハリタル勅語」教授系統案に依る。

一七、紀元二千六百年の紀元の佳節に賜はりたる詔書

神武天皇御創業の御辛苦を偲び奉り和衷戮力を以て時艱の克服を致し國威の宣揚に助めしむ。

- 1 紀元節、支那事變記念日に奉讀式を行ふ。
- 2 訓話 ①神武天皇御創業の御辛苦
②聖戰の目的と國民の覺悟
- 3 實踐事項支那事變記念日に準ず。

一八、御尊影奉安庫

御尊影を尊重に取扱ふの徳性涵養。

御尊影奉安庫を設置して新聞雜誌に掲載せられたる御尊影にて粗末に取扱はれるおそれあるものを之に奉安せしむ。

一九、奉仕當番

奉安殿聖域並に東伏見宮妃周子殿下御手植の松に對し奉り眞心を以て清掃奉仕をなさしめる。

方法

- 1 毎月一日、十五日奉仕すること。

- 2 清掃奉仕當番は各學級兒童輪番にて行ふ。
- 3 奉仕要領は奉仕作業心得に據る。

二〇、「我等の光榮」(冊子)

既に前編に記述せし如き尊い御恵みの數々の光榮に躍動する童心と、奉公の赤誠に燃ゆる職員とに依つて編纂された尊い結晶がこの「我等の光榮」である。これによつて特に榮ある葉山の子供である事を自覺させ愈々皇運を扶翼し奉る精神の昂揚をはかるため尋常四年以上の兒童に修身科副讀本として使用せしむ。

第二章 敬神崇祖

一、皇大神宮遙拜

敬神崇祖の念を昂め尊嚴無比なる我國體に對する信念を確立するため毎月一日、十五日の朝禮時に遙拜をなす。

○學校長登壇 ○二禮二拍(全員之に従ふ) ○拜詞奏上 ○二拍二禮

二、大 祭 日

- 1 元始祭 前日左の調話をなす。
 ①歳首に當つて 天皇陛下御親から賢所で皇祖天照大神を、皇靈殿で御歴代の皇靈を、又神殿で天神地祇をお祭りになつて皇位の大本を祝福して孝敬をのべさせ給ふこと。 ②家庭に於ては國旗を掲げて敬意を表はすこと。
- 2 春(秋)季皇靈祭 前日左の調話をなす。
 ①天皇陛下御親から御歴代の皇靈を皇靈殿でお祭り遊し給ふこと。 ②祖先を祭るは我が國獨特の美風なること。

3 墓參 佛壇に對して供御すること。

④家庭に於ては國旗を掲げて敬意を表はすこと。

3 神武天皇祭 前日左の調話をなす。

① 天皇陛下御親ら皇靈殿で第一代の天皇神武天皇をお祭り遊ばすこと。

② 神武天皇の御事蹟及建國の精神。 ③ 國旗を掲揚し謹んで敬意を表はすこと。

4 神嘗祭 前日左の調話をなす。

① 其の年の新穀を諸神に先だつて伊勢の神宮に供へ奉らせ給ひ、皇祖天照大神の高き神恩を感謝させ給ふ御祭りなること。

② 天皇陛下は神宮を遙拜あらせられ御親から賢所で御祭典を行はせられること。

③ 家庭に於ては國旗を掲揚し謹みてお祝ひすること。

5 新嘗祭 前日左の調話をなす。

① 神嘉殿にて新穀を以て天照大神を始め奉り天神地祇をお祭りになられること。

② 天皇陛下には群臣を率ゐて神嘉殿に出御霜の置く寒い夜をこめて新穀を供へて神々を御親祭あらせられ御親らも之をきこしめされ給ふこと。

③ 勅使を伊勢の神宮に參向せしめて幣帛を奉らしめ給ひ當年二月の祈年祭に神宮並びに官、國幣社に幣帛を奉らせられて天下億兆のために五穀豐熟を御祈りになつた其の御報賽であること。 ④ 家庭にては國旗を掲揚し謹みて敬意を表はすこと。

○ 當日各字神社に學校實習園に於て精進栽培せる野菜、果物を供饌し代表職員、兒童參拜をなす。

三、祈 年 祭

當日朝皇大神宮遙拜後左の調話をなし各字神社に於ける祈年祭に兒童職員代表參列す。

① 神宮並びに官國幣社に幣帛を奉らせられて天下億兆のために五穀豐熟をお祈り遊はされること。

② 皇恩の洪大無邊なること。 ③ 家庭に於ても國旗を掲げること。

四、靖國神社大祭

君國に一身を捧げたる護國の神に感謝し義勇奉公の精神を振起させるため遙拜式を舉行し訓話をなす。
 ①靖國神社の由來及祭神に就いて。 ②靖國神社と皇室の長き思召。 ③靖國神社を尊び義勇奉公の精神を振起すべきこと。 ④忠魂碑の清掃及参拜

五、神棚佛壇禮拜

神を敬ひ、祖先を尊び感謝報恩の誠を捧げる。
 ①神棚参拜（家庭に於て洗面後参拜） ②佛壇禮拜（神棚禮拜後合掌禮拜）

六、神社参拜

敬神崇祖の念を深め國民的信念を陶冶するため毎月一日早朝各神社毎に集合し部落擔任指導のもとに左の行事をなす。

- ①清掃奉仕 ②参拜
- 手洗後集合 ○黙想 ○一拝二禮二拍 ○祝詞奏上 ○二拍二禮一拝 ○神社参拜唱歌齊唱 ○訓話 ○退下登校

七、神社清掃

敬神崇祖並に奉仕精神の涵養。

- 1 全校奉任
 - ①毎月興亞奉公日、始業一時間前に行ふ。 ②字別に配當し各氏神の境内に集合。 ③清掃作業
 - 2 自治的奉任
 - 方法 部落自治會に於て計劃を樹て實施し、實施事項は日誌に記載して部落擔任教員に提出す。

八、偉人祭

日本精神を顕現したる偉大なる祖先の人格にふれしめて發奮興起せしむ。

- 楠公祭（五月二十五日） ○乃木祭（九月十三日） ○義士祭（十二月十四日）
- ①講話 ②肖像遺品参考品展覽 ③學童の發表（偉人の語録並に事蹟發表） ④武道の實施

九、彼岸（春秋）孟蘭盆

- 1 前日訓話を行ひ當日墓参せしむ。

第三章 和協一心

一、朝禮

一日の學習生活の第一歩として朝禮を行ひ皇國に生まれし幸を靜思せしめて、誓つて聖恩に報ひ奉らんとする隨順奉仕の赤心を昂揚し、其の日の心構への根幹を作る。尙靜肅嚴正に行ふことにより全校統一訓練の徹底及規律的習慣の養成をはかる。

- 1 朝禮（校庭）
 - ①整列 ②体操（建國体操、國民体操） ③國旗掲揚「君が代」演奏 ④海行かば奏樂
 - ⑤奉安殿奉拜（御用邸遙拜「御駐輦、御駐輿、御滯在中」 皇大神宮遙拜「一日、十五日」）
 - ⑥挨拶 ⑦訓話 ⑧行進（行進曲演奏）
- 2 講堂朝禮
 - ①廊下整列 ②國旗掲揚 ③靜肅に入場 ④宮城遙拜 ⑤靜座 ⑥宣誓 ⑦唱歌「海行かば」 ⑧訓話 ⑨退場

二、校旗拜戴記念日

本校校旗は大正六年十月三十日長くも葉山町一色の御別邸にあらせられた有栖川宮威仁親王妃憲子殿下より賜はつたもので

おそれおほくも竿頭には宮家御紋章を載いてゐるのである。「子供等よ清く正しく元氣であれ、そして輝やかしい學校の兒童として立派な御國の子供となれよ。」との尊くも有難い思召をかしこみての校旗を中心として飽くまでも至誠一貫皇運を扶翼し奉ることを誓はしめる。

1 毎年十月三十日に拜戴記念式を左の如く行ふ。

- ① 學式の辞 ② 唱歌「君が代」 ③ 勅語奉讀 ④ 唱歌「勅語奉答」 ⑤ 學校長訓辭 ⑥ 町長祝辭 ⑦ 兒童の朗讀（我等の光榮中「譽の校旗」） ⑧ 校歌齊唱 ⑨ 閉式の辞

2 校旗に對する規定及び心得

- ① 校旗に對しては常に敬虔の態度を失はず敬禮をなすこと ② 旗手は最高學年の級長とし模範兒童數名をして護衛せしめる ③ 行幸啓、御還幸啓奉迎送の際は謹んで之を捧持し奉ること ④ 四大節の儀式舉行の際は式場に掲ぐ。

三、國民的行事（情操訓練）

吾々の祖先が何千年の昔より行ひ來りたる行事にして其の中には言ひ知れぬ日本的なものが多分に含まれてゐる。この行事を通して日本的な情操を培ふのが目的である。

實施行事次の如し。

- 松飾 ○ 書初 ○ 節分 ○ 雑祭 ○ 端午の節句 ○ 氏神の例祭 ○ 煤拂

第四章 勤勞奉仕

一、集團動行

1 分團掃除

- ① 兒童の創意を尊重し自ら進んでなす精神を啓培すること ② 上級生をして下級生を指導せしめ上下協和の道をはかること ③ 全校統一的に掃除をなし力の均等をはかること ④ 兒童の自治的態度責任感の養成をなすと共に共同的團體的訓練をなすこと ⑤ 職員兒童の同行の精進たること ⑥ 組織 ○ 尋四以上の男女を以て分團をつくり更に之を男女各二十七日の班に分つ ○ 各分團に正副の分團長、各班に班長を置き分團長は全員を、各班長は班員を指導す

- ⑦ 掃除計劃 分團掃除實施前日班長會議を開き自治的に計劃せしむ
- ⑧ 實施 ○ 集合 ○ 人員點呼 ○ 宮城遙拜 ○ 作業 無言の行 心構「心で磨け、汗で拭け」 ○ 宮城遙拜 ○ 分團長檢閲 ○ 班長の注意 ○ 解散

- ⑨ 反省會 ○ 班長は班長日誌を所持し計劃、反省及分團長、擔任職員、學校長の批評を記載し捺印を受く。 ○ 班長會議を開き作業の反省を行はせ次回計劃の資となす。

2 全校總作業

勤勞愛好共同一致の精神を養ひ、かねて愛校の念を高むるため短時間に於て校庭の清掃、學級園の手入をなす。毎週木曜日晝食休憩時に五分間行ふ。

- ① 整列 ② 宮城遙拜（作業前後に） ③ 作業 ④ 手洗 ⑤ 整列

二、恩光碑清掃奉仕

本町は既に述べたる如く皇室の格別なる御恩澤に浴し奉る故、この恐懼感激の赤誠を永久に記念するために建設されたものがこの恩光碑である。この碑を清掃奉仕し常に清淨に保つことにより皇恩の洪大無邊なるを感得せしむ。

- ① 整列 ② 宮城遙拜（御駐紮御駐輿中は御用邸遙拜） ③ 作業 ④ 宮城遙拜 ⑤ 解散

三、忠魂碑清掃奉仕

忠魂の偉烈を欽仰しその御恩に對し感謝の誠をいたし進んで義勇奉公の精神を鼓舞す。清掃奉仕の方法は神社清掃奉仕に準ず。

四、食糧資源増産作業

戦時食糧充實確保の國策に參照し以て聖戰目的完遂のため愈々奉公の精神を振作す。

- ①耕地 堀内三反、一色二反 (2)擔當兒童 高等科男女 (3)馬糞及代用食糧の栽培

五、出征軍人遺家族勤勞奉仕
出征軍人遺家族に對し勤勞奉仕をなさしめて感謝の念を銃後國民の赤心を披瀝しかねて隣保協同の精神を涵養す。
高學年兒童をして商店手傳(夏季及正月) 除草、裁縫、洗濯等をなさしむ。

第五章 堅忍持久

一、興亞奉公日

第一線に活躍せる將兵の勞苦を偲び、日常を戰場と心得、自肅自戒以て簡素生活の實踐を斷行せしむ。

- ①神社參拜 (2)時局講話 (3)出征軍人家族の慰問並に勤勞奉仕 (4)慰問袋慰問文の作製發送 (5)食糧資源増産作業
- ⑥武道 (7)節約廢品回收 (8)貯金 (9)防空防火訓練

二、陸海軍記念日 (三月十日、五月二十七日)

明治三十七、八年戰役に於ける我が陸海軍人の忠勇義烈なる行動に感激せしめ、報恩感謝の念を深めると共に盡忠報國の精神を培ふ。

- 1 講話會開催
- 2 忠魂碑清掃及參拜

三、耐寒耐熱遠足

夏季冬季に於て寒暑の甚しき時を選び耐寒、耐熱遠足を實施し兒童の心身を鍛鍊すると共に堅忍持久の精神を養ふ。

第六章 時局認識

一、滿洲事變記念日 (九月十八日)

滿洲國建國の次第を明らかにし、新東亞建設の決意を昂揚する。當日次の講話をなす。

- ①事變の概要 (2)日滿支の共存共榮(新東亞建設)

二、支那事變記念日 (七月七日)

支那事變の重大性に鑑みその認識を新にし舉國一體聖戰目的完遂のため時艱克服の決意を固くする。當日次の行事を行ふ。

- 1 默禱(英靈に感謝、皇軍の武運長久祈願)
- 2 講話
- 3 戦歿英靈の募參
- 4 廢品回收箱の整理
- 5 傷痍軍人の慰問

三、時局認識諸施設

- 1 時局講話(興亞奉公日及機會ある毎に行ふ)
- 2 時局ニュース板(各教室に時局ニュース板を設け時局に關する資料を掲出し常に之れが活用につとむ)
- 3 揭示教育(毎週一回時局に關する記事を掲載す)
- 4 時局映畫(文部省推薦による戦況映畫を兒童に觀覽せしむ)
- 5 時局資料蒐集及展覽(東日ニュース寫眞、地圖、戦利品を展覽す)
- 6 戦地通信(町出身の勇士よりの現地報告を紹介す)

四、銃後後援

- 1 軍人援護に關する勅語御下賜記念日（十月三日）
御聖旨を奉體し忠烈な出征將士の勞苦を偲び分に應じ軍人援護に盡させる。
①奉讀式次第は「教育ニ關スル勅語」御下賜記念日に準ず ②當日慰問文慰問袋を作成發送せしめる
③出征軍人遺家族の慰問並勤勞奉仕
- 2 應召歸還兵の送迎 出征軍人の出動凱旋に當り歡送迎を行ひ軍人の士氣を鼓舞激勵し感謝報恩の念を昂む。
町内に戦死者あるときは左記の通り敬弔の意を表す。
- 3 戦歿將兵の敬弔 ①職員及兒童總代の悔み ②遺骨無言の凱旋の際は代表職員兒童返子驛まで出迎 ③代表者の通夜
- 4 町葬當日全校兒童禮拜 ⑤職員及兒童總代の弔辞及燒香 ⑥遺骨の見送り
傷病兵の慰問
- 5 家族の見舞 ②見舞狀及見舞品發送（圖書、書方、綴方、兒童成績品等） ③職員兒童總代の病院への見舞
英靈墓參及墓掃除
- 6 出征軍人慰問 毎月一日興亞奉公日に慰問文、慰問品を送る。
①毎月の第二土曜日を墓參日と定め分擔により實施す ②墓地掃除をなし香華を供ふ。

五、非常時經濟協力

- 1 廢品回收及國防献金 全校千八百の兒童各家庭より廢品を持寄らしめ整理賣却し、その賣上金を國防献金となす。
- 2 尊米訓練 戰時食糧充實確保の最も必要なる所以を知らしめ以て尊米の徹底を期す。
○尊米觀念の徹底 ○完全咀嚼の勵行
- 3 貯蓄報國 兒童日頃の冗費を貯蓄して不時の備とすると共に國策に順應せしむるの心を振起す。
○毎月七日を貯蓄日と定め各學級にて取まとめ貯蓄をなす。

六、非常時團體訓練

- 4 物資節約 學用品の使用を丁寧にし、衣服其他の新調を見合せ、改造品、代用品の使用を獎勵す。
- 1 葉山尋常高等小學校特設防護團 防護精神を涵養し防護動作の修練を圖り以て學校訓練の達成を期す。
①組織 本團は葉山小學校職員及高等科男女生を以て組織す。
②役員 本團に左の役員を置く。團長、副團長、部長、班長、係長
③編成 本團の編成を左の如く定む。
○警報部（防空監視班、通信班） ○警護部（警備班、避難班、燈火監制班）
○消防部（防火班、搬出班） ○救護部（擔架班、救急班）
④本團の目的を達せんが爲毎學期一回以上の點檢を行ふ。
- 2 葉山尋常高等小學校報國團
「教育ニ關スル勅語」の趣旨に則り皇國民的團體訓練を施し實踐躬行動勞奉公の精神を鍊成する。
①組織 本團は本校職員及尋五以上の兒童を以て組織す。
②編成 團長は學校長之に當り、副團長、分團長、班長は職員之に當る。學年を以て分團、學級を以て班とす。
③事業 ○精神修養會 ○團體訓練行事 ○集團勤勞作業 ○體育大會 ○其他本團の目的を達するに必要なる事項

第七章 體位向上

一、遠足

團體的訓練の徹底を期すると共に身體を鍛鍊し堅忍持久の精神を養ひ併せて知見を開發せしむ。

- 1 期 日 (春秋二回行ふ) ①普通遠足 (春季) 五月上旬 ②剛健遠足 (秋季) 十月下旬
- 2 遠足豫定地 () 内は剛健遠足の目的地
 - 尋一：長者崎 (逗子海岸) 尋五：鎌倉 (大楠山方面)
 - 尋二：分教場方面 (大楠海岸) 尋六：横濱方面 (同)
 - 尋三：神武寺 (寶劍山秋谷海岸) 高一：東京方面 (同)
 - 尋四：海軍航空隊 (二子山) 高二：箱根方面 (同)
- 3 計 劃 (學校長に提出)
 - ①遠足地の調査 ②経路所要時間の豫定 ③示教事項の研究 ④救急處置に對する諸準備 ⑤遠足通知書を印刷家庭に配布
 - ⑥事前の注意を興ふ ⑦其他細部に亘る計劃 ⑧實施後の反省をなす

二、早起會

夏季鍛鍊期間中早起の習慣を養ひ併せて健康の増進をはかる。

三、課外運動

新鮮なる空氣と日光の下に思ふ存分の身體的、精神的鍛鍊をなさしめるため週二回乃至三回體操時のなき日の放課後、中高の男女六部に分ち種目を要目中より取材し對抗的に行はしめて興味本位中に體力の増進につとむ。

四、強歩會

正しく強き歩行力を得ることは健康上、國防上非常に大切なことである。課外運動時等を利用し無言にて速く歩く練習をなし里程と時間の標準を定めて學年毎に實施しその成績を兒童に自覺せしめる。

五、運動會

東伏見宮妃殿下御成記念として舉行す。(前述)

六、水泳

國民皆泳の趣旨に則り體位の向上を圖るため毎年左記に依り水泳を實施す。

- 1 實施期間 七月十二日より七月二十一日まで十日間
- 2 場所 森戸海水浴場
- 3 學年 尋六以上校醫の健康診斷により不適當者を除く。
- 4 實施上の注意

- ①能力別により男女各五組に編成す ②各組に夫々指導監督の職員を配當す ③高學年兒童中より若干の助手を選び各班に配屬せしむ ④水泳開始 ○入水合圖 ○人員點呼 (出席簿に記入) ○準備體操並に泳法基本練習 ○名札の掛替 ○人員點呼 (名札と入水全員の照合) ○入水
- ⑤出水 ○出水合圖 ○人員點呼 ○札の掛替 ○休憩 ○主任に報告

七、體力檢定

兒童をして自己の體力が如何なる程度なるかを省察せしめる爲、三年以下、四年以上、高等科男女により體力の檢定標準を作つて檢定会を毎學期一回行ひ自己の體力を認識し體育の必要なるをさとらしむ。

405
196

昭和十五年九月一日印刷
昭和十五年九月五日發行

非賣品

發行所 神奈川縣三浦郡葉山町
葉山尋常高等小學校

印刷者 橫須賀市中里町一
山崎角藏

印刷所 橫須賀市中里町一
港榮社

